

阪神・淡路大震災

# “復興の成果を県政に生かす” 3 年推進方策

～ 震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりの推進～

平成 1 9 年 2 月

兵 庫 県



# 目 次

第 章	3 年推進方策の策定趣旨	1
第 章	被災地・被災者を取り巻く現状	4
第 章	今後の復興フォローアップの基本的な考え方	12
第 章	課題別推進方策	14
1.	被災地固有の個別課題への対応	
(1)	高齢者の自立支援	15
	復興施策と一般施策が連携した高齢者の自立支援	15
	高齢者を包み込むコミュニティづくり	16
ア	災害復興公営住宅等における自治会等の地域活動の崩壊対策	16
イ	単身高齢者対策	17
ウ	公営住宅の高齢化対策	18
	高齢者に優しい環境づくり	18
ア	県営住宅のバリアフリー化	18
イ	住宅や生活に関わる悪質業者対策	19
ウ	公共交通のバリアフリー化などエバーグリーン社会づくり	20
	高齢者の生きがいづくりのための能力向上、社会参加の支援	21
ア	高齢者のエンパワーメント（能力向上）の支援	21
イ	高齢者の知識やノウハウの社会での活用	21
(2)	まちのにぎわいづくり	22
	多様な主体が参画した「まちのにぎわい創出」の支援	22
ア	持続可能な住民主体のにぎわいづくり	22
イ	まちづくり協議会を核としたまちづくり	23
ウ	地域団体・NPO等によるまちのにぎわい創出	24
エ	大学・学生との協働によるまちづくり	24
	商店街によるまちのにぎわい創出	25
ア	被災商店街のにぎわい回復	25
イ	特色ある商店街づくり	25
	地域の景観の保全・創造や空き地等の活用	26
ア	残存空地の活用	26
イ	地域景観の形成	26
	復興市街地整備事業の早期完成とにぎわい再生	27
ア	復興市街地整備事業等の早期完成	27
イ	復興市街地における住宅再建や商業機能の再生	28
ウ	中心市街地の活性化	29
(3)	その他の個別課題への対応	29
	県外居住被災者の帰県支援	29
	未償還の貸付金等対策	30
ア	災害援護資金の償還対策	30

イ	生活福祉資金の償還対策	30
ウ	中小企業緊急災害復旧資金の償還対策	31
エ	生活復興資金の償還対策	31
	災害復興公営住宅の家賃対策	32
	震災特例住宅税制の優遇措置による支援	32
	被災自治体の震災関連地方債の償還対策	33
2. 復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展		
(1)	まちの保健室の定着・発展	34
(2)	シルバーハウジング、コレクティブハウジング等の推進	35
(3)	こころのケアの推進	35
	こころのケア対策の推進	35
	心のケア担当教員の取り組みを継承した教育相談体制の充実	36
(4)	ボランティア活動や芸術文化活動などへの支援	36
	震災を機に広がった県民ボランティア活動の推進	36
	文化を活かした個性ある地域づくり	37
	青少年の体験・交流の機会づくりの推進	38
	男女が協働した取り組みの推進や家族の絆の再認識	38
(5)	新しい働き方や雇用就業への支援	39
	コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方への支援	39
	ひょうご・しごと情報広場等による雇用就業対策の推進	40
	ア ひょうご・しごと情報広場、地域労働相談・しごと情報広場の運営	40
	イ シニアしごと倶楽部等による中高年のしごとへの支援	41
(6)	ツーリズム振興と新しい都市づくり	41
	震災ツーリズム等地域の特色を生かしたツーリズム振興	41
	被災地における新都市づくり	42
	ア 潮芦屋の整備推進	42
	イ 「尼崎21世紀の森」の推進	43
	ウ 明舞団地等オールドニュータウンの再生	43
3. 震災の経験と教訓の継承・発信		
(1)	「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進	45
(2)	自助・公助・共助が一体となった住宅再建への支援	46
	被災者生活再建支援制度（支援法）の充実	46
	住宅再建共済制度の推進	46
	地震保険制度の改善	47
(3)	住宅や公共施設等の耐震化の推進	48
	住宅の耐震化	48
	公共施設等の耐震化	48
(4)	総合的な減災対策の推進	49
	防災対策の計画的推進	49
	災害時における情報発信の充実	50
	防災に係る専門人材の養成	50
	ア 家屋被害認定士の養成	50
	イ 被災建築物応急危険度判定制度の推進	51
	自主防災組織の活性化	51

災害ボランティアへの活動支援	51
災害時要援護者への支援	52
災害時の広域避難者への支援	53
災害救助法に基づく救助の見直し等	53
災害時における警察活動の推進	54
災害救急医療の取り組み	54
(5) 「兵庫の防災教育」の推進と、人と防災未来センターの積極的な活用	55
新たな防災教育と学校防災体制の充実	55
ア 「兵庫の防災教育」の推進	55
イ 震災・学校支援チーム（EARTH）の取り組みの推進	55
人と防災未来センターの積極的な活用	56
(6) 国際防災協力の推進	56
国際防災・人道支援拠点の形成の推進	56
ア 国際防災復興協力機構（IRP）への運営支援	56
イ 国際防災・人道支援協議会に対する支援	57
国際的な防災研修専門機関の整備	57
(7) 災害に強い基盤整備等の推進	58
三木総合防災公園、地域防災公園等の整備	58
大阪湾岸道路西伸部の推進	58
六甲山「水と緑の回廊」構想の推進	59
ア 六甲山系グリーンベルト整備事業の推進	59
イ 阪神疏水構想の推進	59
災害時における食料の安定供給等	60

---

## 第 章 3 年推進方策の策定趣旨

---

### （経緯）

本県においては、これまで10年間にわたる復興計画の継続的なフォローや震災5年目の国際総合検証、復興10年総括検証などのフォローアップを実施してきた。

また、ポスト震災復興10年における取り組みとして、昨年2月に策定した「高齢者自立支援プログラム」及び「まちのにぎわいづくり推進プログラム」に基づき、高齢者の見守り対策など残された課題の解決に向けた重点的な取り組みを推進している。

さらに、本年度については、改めて、復興10年総括検証・提言等を踏まえた震災復興全般にわたる課題を整理し、震災復興関連施策に係る総合的なフォローアップを実施した。

### （現状）

震災から12年が経過した今、被災地の復興は、人口の震災前水準への回復をはじめ、総生産や有効求人倍率など経済雇用情勢の回復、復興市街地整備事業の着実な進捗など個別課題は残しつつも、全体としては概ね順調に進んでいる。

また、被災者においては、未だ厳しい状況に置かれている方々もいるものの、「震災の直接的影響を乗り越え、被災地は平時に戻った」という意識が進行しているとともに、残された課題への対応については、被災地固有の取り組みだけでなく、高齢化や都市構造の空洞化、地域経済成長の全国との乖離等、社会全体の課題としての取り組みが重要になるなど、被災地・被災者を取り巻く諸情勢が変化してきている。

### （目的）

今回策定した「“復興の成果を県政に生かす”3年推進方策～震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりの推進～」（復興フォローアップ3年推進方策）は、こうした被災地の現状や創造的復興の成果を踏まえながら、戦略的かつ機動的に施策を展開していくため、今後の復興フォローアップの基本的な考え方を示すとともに、震災復興全般にわたる課題を整理し、個々の課題毎に向こう3年のフォローアップ方針や施策目標、年度別計画を示したものである。

なお、策定にあたっては、学識者や団体・NPO代表等で構成する復興フォローアップ委員会における被災地の現状分析、現地調査、今後の推進方向の提言などを踏まえながら、阪神・淡路大震災復興推進会議において全庁的な検討や協議を行った。

### （今後に向けて）

今後は、この3年推進方策に基づき、被災地固有の課題解決に向けて重点的に取り組むとともに、復興の過程で生まれた先導的な取り組みを定着・発展させ、震災の経験と教訓を継承・発信するなど、震災の教訓を継承し、復興の成果が脈々と生き続ける県政展開を図りながら、震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりを推進する。

また、向こう3年においては、復興事業の進捗状況や被災地を取り巻く情勢の変化などに応じて的確な対応を図っていくことが必要であり、引き続き、きめ細かなフォローアップを通じて、施策・事業の評価・見直しなどを行いながら、被災市町をはじめとする市町との緊密な連携を図りつつ、県民、団体・NPO、企業等との参画と協働による「元気なひょうご」への飛躍に向けた取り組みを進める。

“復興の成果を県政に生かす” 3か年推進方策の構成

<p>第 章 3か年推進方策の策定趣旨</p>	<p>“復興の成果を県政に生かす” 3か年推進方策の策定の経緯や現状、目的などを述べた。</p>
<p>第 章 被災地・被災者を取り巻く現状</p>	<p>人口や総生産、有効求人倍率、復興市街地整備の進捗状況等の統計データをもとに、被災地の復興状況を示した。 被災者の意識調査や震災復興に関連する施策の状況をもとに、被災地や被災者を取り巻く状況を示した。</p>
<p>第 章 今後の復興フォローアップの基本的な考え方</p>	<p>第 章で示した被災地・被災者を取り巻く諸情勢の変化を踏まえた今後の復興フォローアップの基本的な考え方を示した。</p>
<p>第 章 課題別推進方策</p>	<p>平成19～21年度の3か年における個別課題毎のフォローアップ方針、施策目標、年度別計画について被災地固有の個別課題への対応、復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展、震災の経験と教訓の継承・発信に区分して示した。</p>





## 第 章 被災地・被災者を取り巻く現状

本章では、統計指標や各種調査結果等のデータ、被災者の意識調査等をもとに、被災地・被災者を取り巻く諸情勢の変化について示した。

# 第 章 被災地・被災者を取り巻く現状

## 1 . 被災地における復興の進展

### (1) 人口の回復

兵庫県及び被災12市（以下、被災地という）の人口回復状況（平成7年1月1日時点の推計人口を100とした値）を示したものが下図である。

県全体の人口は、平成11年に震災前（平成7年1月1日）人口に回復し、平成18年12月1日時点で、震災前比101.3ポイントとなっている。

被災地全体の人口は、平成13年に震災前人口に回復し、平成18年12月1日時点で、同101.7ポイントとなっている。

神戸市の人口は、平成16年11月1日時点で震災前人口を回復し、平成18年12月1日時点で、同100.6ポイントとなっている。

なお、平成18年12月1日時点で、震災前人口を下回っている市区は、神戸市兵庫区、長田区、須磨区、垂水区、尼崎市、洲本市、南あわじ市、淡路市である。

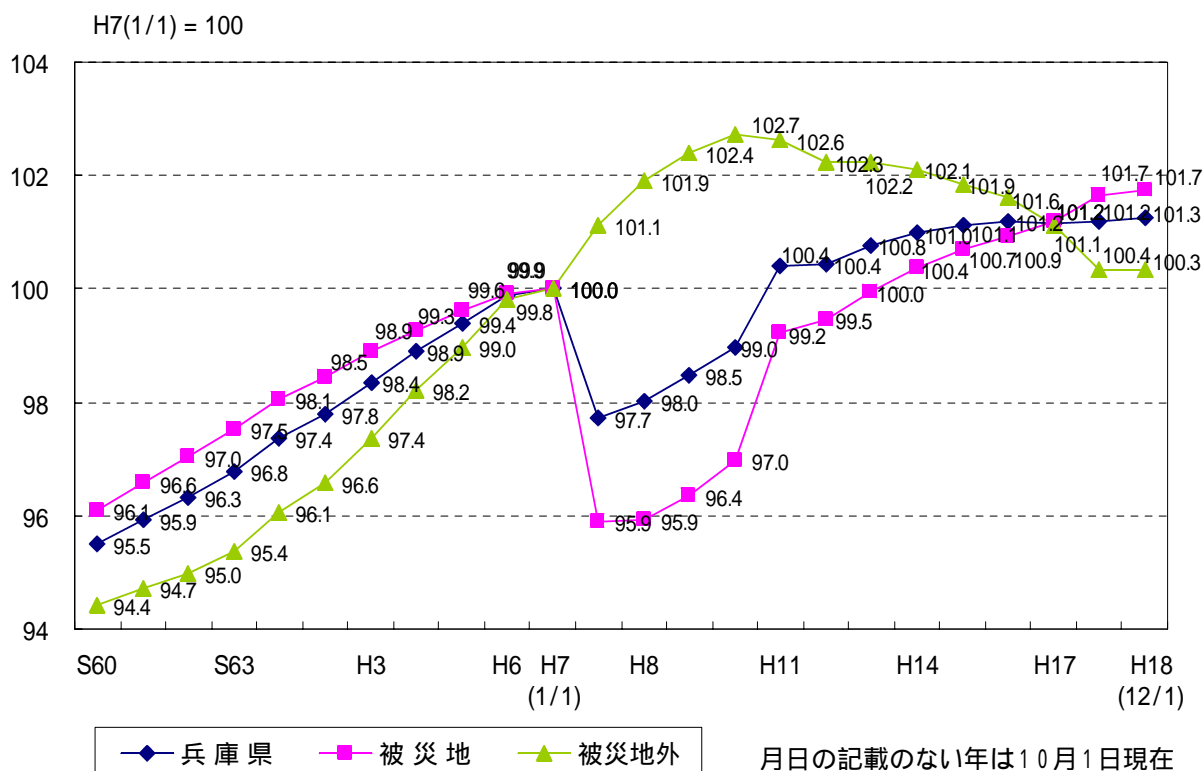


図1：兵庫県及び被災地における人口の回復状況（出典：兵庫県統計課調べ）

	S60.10.1	H2.10.1	昭和60年 国勢調査 以降の 人口増加数	H7.1.1	H7.10.1	震災後の 人口増加数	H12.10.1	震災後の 人口増加数	H17.10.1	震災後の 人口増加数	H18.12.1		震災後の 人口増加数
	国勢調査 結果	国勢調査 結果		震災前 推計人口 (a)	国勢調査 結果		国勢調査 結果		国勢調査 結果		推計人口 (b)	回復率 (b/a)	
兵庫県	5,278,050	5,405,040	126,990	5,526,689	5,401,877	124,812	5,550,574	23,885	5,590,601	63,912	5,595,878	101.3	69,189
被災地	3,448,657	3,533,532	84,875	3,589,126	3,442,310	146,816	3,569,392	19,734	3,631,252	42,126	3,651,785	101.7	62,659
被災地外	1,829,393	1,871,508	42,115	1,937,563	1,959,567	22,004	1,981,182	43,619	1,959,349	21,786	1,944,093	100.3	6,530
神戸市	1,410,834	1,477,410	66,576	1,520,365	1,423,792	96,573	1,493,398	26,967	1,525,393	5,028	1,529,693	100.6	9,328
東灘区	184,734	190,354	5,620	191,716	157,599	34,117	191,309	407	206,037	14,321	207,493	108.2	15,777
灘区	133,745	129,578	4,167	124,538	97,473	27,065	120,518	4,020	128,050	3,512	128,707	103.3	4,169
中央区	119,163	116,279	2,884	111,195	103,711	7,484	107,982	3,213	116,591	5,396	119,165	107.2	7,970
兵庫区	130,429	123,919	6,510	117,558	98,856	18,702	106,897	10,661	106,985	10,573	107,224	91.2	10,334
北区	177,221	198,443	21,222	217,166	230,473	13,307	225,184	8,018	225,945	8,779	226,471	104.3	9,305
長田区	148,590	136,884	11,706	129,978	96,807	33,171	105,464	24,514	103,791	26,187	103,160	79.4	26,818
須磨区	181,966	188,119	6,153	188,949	176,507	12,442	174,056	14,893	171,628	17,321	169,885	89.9	19,064
垂水区	224,212	235,254	11,042	237,735	240,203	2,468	226,230	11,505	222,729	15,006	221,036	93.0	16,699
西区	110,774	158,580	47,806	201,530	222,163	20,633	235,758	34,228	243,637	42,107	246,552	122.3	45,022
尼崎市	509,115	498,999	10,116	492,793	488,586	4,207	466,187	26,606	462,647	30,146	462,033	93.8	30,760
明石市	263,363	270,722	7,359	283,668	287,606	3,938	293,117	9,449	291,027	7,359	291,265	102.7	7,597
西宮市	421,267	426,909	5,642	424,101	390,389	33,712	438,105	14,004	465,337	41,236	472,659	111.4	48,558
洲本市	55,048	54,049	999	53,049	52,839	210	52,248	801	50,030	3,019	49,353	93.0	3,696
芦屋市	87,127	87,524	397	86,862	75,032	11,830	83,834	3,028	90,590	3,728	91,898	105.8	5,036
伊丹市	182,731	186,134	3,403	189,767	188,431	1,336	192,159	2,392	192,250	2,483	192,831	101.6	3,064
宝塚市	194,273	201,862	7,589	206,641	202,544	4,097	213,037	6,396	219,862	13,221	220,644	106.8	14,003
三木市	74,527	76,501	1,974	77,801	78,653	852	76,682	1,119	75,087	2,714	83,939	107.9	6,138
川西市	136,376	141,253	4,877	143,588	144,539	951	153,762	10,174	157,668	14,080	157,471	109.7	13,883
南あわじ市	57,690	57,526	164	56,845	56,664	181	54,979	1,866	52,283	4,562	51,613	90.8	5,232
淡路市	56,306	54,643	1,663	53,646	53,235	411	51,884	1,762	49,078	4,568	48,386	90.2	5,260

表1：被災地における市区別人口の推移（出典：兵庫県統計課調べ）

## (2) 総生産の回復

実質総生産の推移をみると(H6=100)、県全体では平成17年度に震災前比104.5ポイントに達し、平成6年度の水準を上回るなど、震災前の状況に回復している。被災地においても、平成17年度に同103.0ポイントとなっている。なお、全国では平成17年度で同114.8ポイントである。

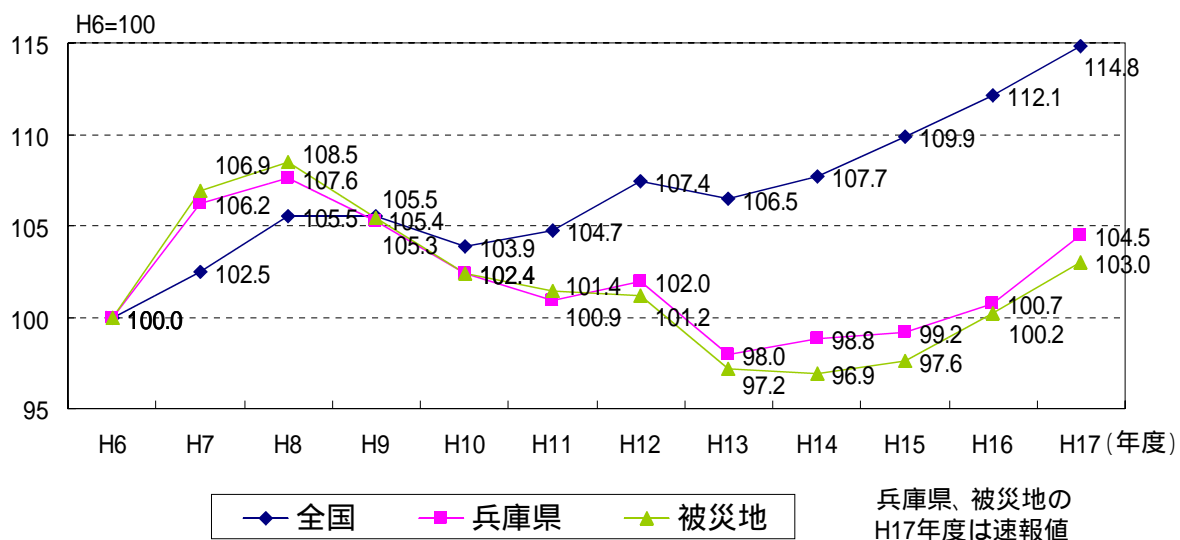


図2：被災地における総生産の推移  
(出典：国民経済計算、県民経済計算、市町民経済計算)

## (3) 有効求人倍率の上昇

被災地における有効求人倍率は、平成18年11月では0.89倍であり、震災前の水準を大きく上回っている。

	6年度	H7.1	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	H18.11
全国	0.64	0.64	0.64	0.72	0.69	0.50	0.49	0.62	0.56	0.56	0.69	0.86	0.98	1.06
兵庫県	0.46	0.45	0.50	0.62	0.54	0.37	0.37	0.46	0.43	0.44	0.55	0.73	0.86	0.96
被災地	0.36	0.35	0.41	0.52	0.44	0.31	0.30	0.40	0.39	0.38	0.49	0.65	0.74	0.89

表2：被災地における有効求人倍率の推移 (出典：厚生労働省兵庫労働局調べ)

## (4) 面的整備事業の着実な進捗

震災復興にかかる面的整備事業は、土地区画整理事業、市街地再開発事業ともに、着実に進捗している。

区分	全体面積	進捗率
復興土地区画整理事業 (20事業地区)	255.9ha	98% (仮換地指定率)
復興市街地再開発事業 (15事業地区)	33.4ha	84% (管理処分計画決定率)

表3：面的整備事業の進捗 (H18.12.1現在：兵庫県市街地整備課調べ)

## 2. 被災者の生活復興意識の変化

被災者の生活復興の実態を調査した「平成17年度生活復興調査」をみると、地域経済については、震災の影響を脱していないという意識が一部見られるが、まちの復興や自らの住まい、家計については、「震災の直接的影響を乗り越え、被災地の状況は平時に戻ってきている」という意識が進行していることがうかがえる。

### (1) まちの復興意識

「まちの復興が進んでいる」と感じている人の割合は、平成13年(2001年)2月に80.6%、平成15年(2003年)1月に82.0%、平成17年(2005年)1月に83.9%と着実に増加している。また、平成17年1月に「まちの復興が進んでいない」と感じている人の割合は、13.7%である。

### (2) 被災者意識

「自分が被災者だと意識しなくなった」と感じている人の割合は、平成8年(1996年)に過半数を超え、平成17年(2005年)1月時点では75.5%に達している。また、平成17年1月時点で「自分は被災者だ」と意識している人の割合は24.5%である。

### (3) 震災による家計への影響

「家計への震災の影響がなくなった」と感じている人の割合が50%を超えたのは、平成8年(1996年、59.2%)で、平成17年(2005年)1月時点では76.9%に達している。また、平成17年1月時点で「家計への震災の影響がある」と感じている人の割合は23.1%である。

### (4) 震災による地域経済への影響

「地域経済が震災の影響を脱した」と感じている人の割合は、平成17年(2005年)1月時点で52.6%であり、「震災の影響を脱していない」と感じている人の割合は47.4%である。

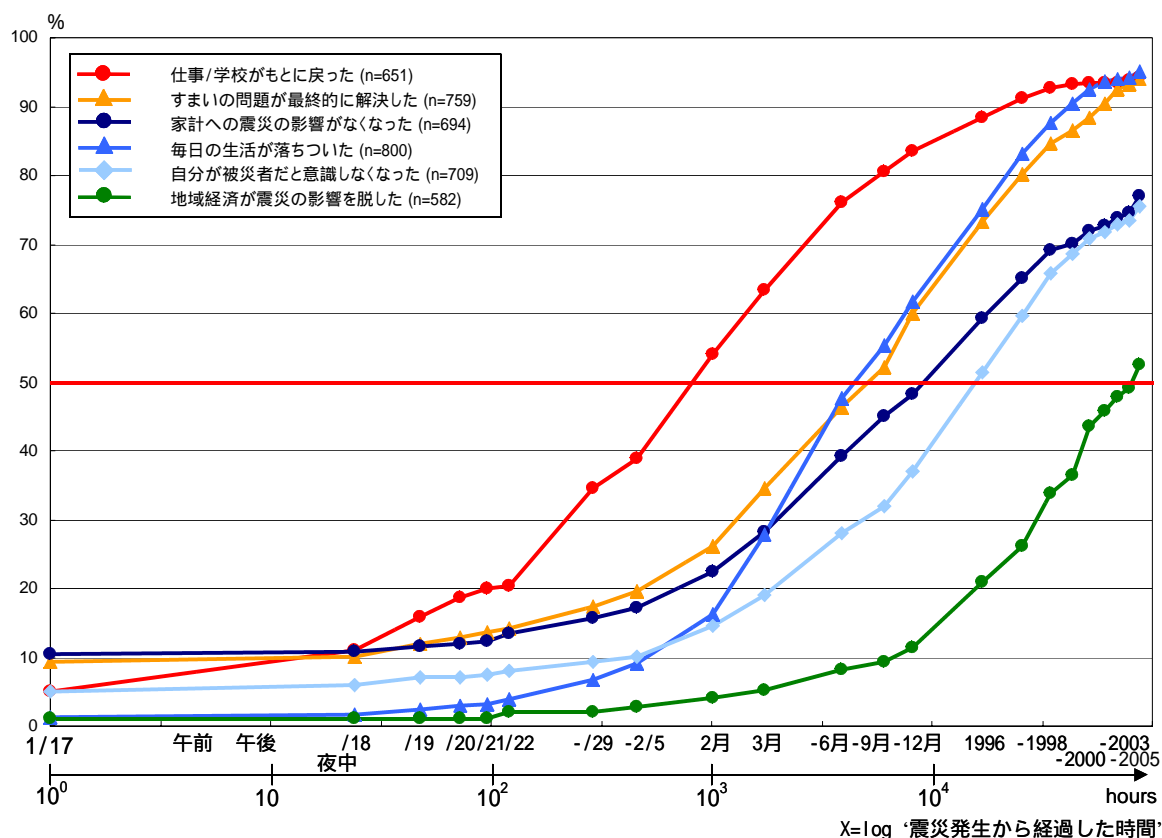


図3：被災者の意識 (出典：平成17年度生活復興調査)

[調査対象：被災地の成年男女3,300名・有効回答：1,028名(31.2%)]

### 3. 被災地の課題解決に求められる取組方向の変化

被災地で活動している団体・NPO等を対象に調査した「復興モニター調査2006(速報値)」における分野毎の地域の復興状況の調査によると、「復興が進んでいる」と感じている団体は33.9%、「どちらともいえない」は39.4%、「復興が進んでいない」は11.7%となっている。

このうち、「復興が進んでいない」の要因をみると、「震災による要因」が10.8%（全体の1.3%）、「不況等による要因」が24.8%（全体の2.9%）、「社会構造的な要因」が39.7%（全体の4.6%）、「その他の要因」が18.0%（全体の2.1%）となっている。

被災地で活動している団体は、総体としては「復興が進んでいる」と感じているが、復興が進んでいない要因については、震災による要因よりも、不況等による要因や、高齢化、都市構造の変化などの構造的な要因の方が大きいと感じている。

被災地の課題の解決には、被災地固有の取り組みだけでなく、高齢化の進展や都市構造の空洞化、地域経済の状況など社会全体の課題としての取り組みが不可欠であることがうかがえる。

《「復興が進んでいない」要因分析》

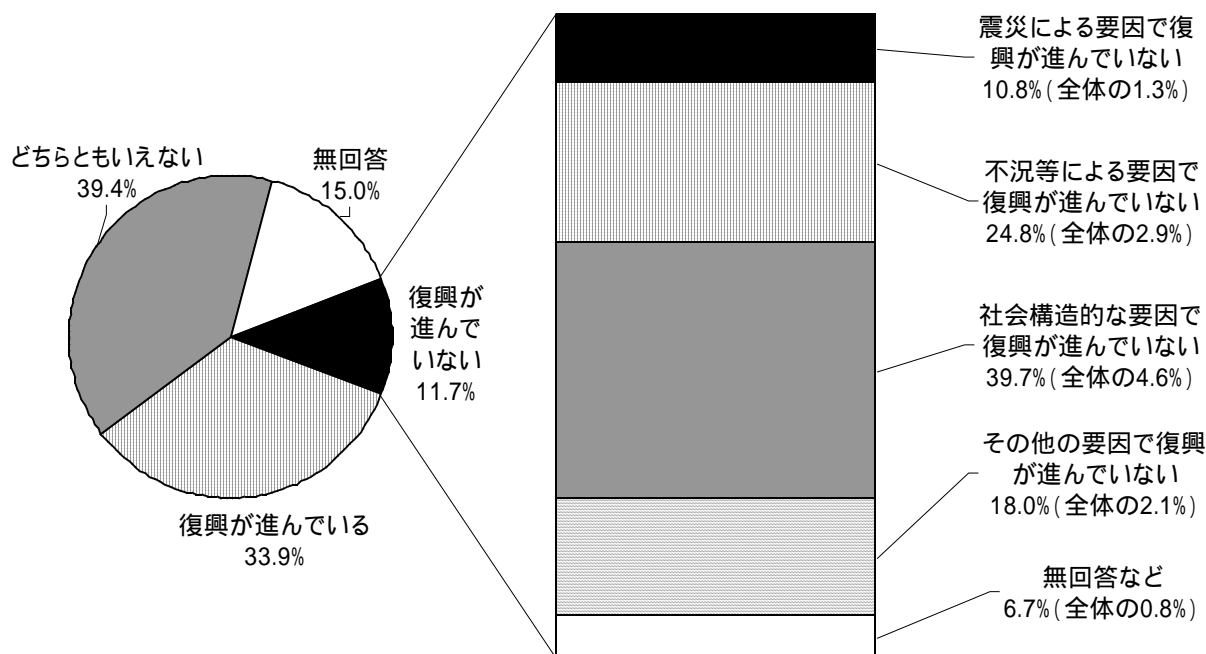


図4：「復興が進んでいない」要因分析図（出典：復興モニター調査2006（速報値 H18.9））

\* 「地域の見守り体制」「地域活動・ボランティア活動」「既存産業の活性化」「安全・安心のまちづくり」「区画整理・市街地再開発」など26分野について、復興が「進んでいる」「進んでいない」「どちらともいえない」を回答してもらい、「進んでいない」とした団体にその要因を回答してもらった結果を全体として集計した。

[調査対象：被災地の団体・NPO等400団体・有効回答：188団体（47.0%）]

#### 4. 震災復興における先導的取り組みの全国・全県的な拡がり

本県は、震災復興の過程で、高齢者支援やまちづくり、減災対策など先導的な取り組みを展開してきたが、こうした取り組みに呼応する以下のような全国・全県的な制度・施策が動き出している。

##### (1) 高齢者の見守り

本県においては、震災以降、SCS（高齢世帯生活援助員）やLSA（生活援助員）の配置、コミュニティプラザの設置など、高齢者の見守り活動やコミュニティづくりの充実に向けた先導的な施策を展開してきた。

また、今年度から復興基金事業としてスタートした「高齢者自立支援ひろば」事業では、神戸市における地域包括支援センターと連携した「あんしんすこやかルーム」の開設など、復興施策と一般の福祉施策が連携した取り組みも始まっている。

さらに、国（厚生労働省）においても、南芦屋浜災害復興公営住宅における24時間365日対応の取り組みを参考に、東京の高島平や多摩ニュータウンなど全国の高齢化が進展している団地等における単身高齢者等の孤立死を防止するため、平成19年度予算案に孤立死防止推進事業（「孤立死ゼロ・プロジェクト」）の創設を盛り込んでいる。

##### 孤立死防止推進事業（「孤立死ゼロ・プロジェクト」）の概要

関係省庁、知事、学識経験者等で構成された推進会議で、アクションプラン（行動計画）を策定。

都道府県・政令市の中から選定されたモデル自治体が、設定したモデル地域において、地域包括支援センター等を活用し、以下の取組を実施。

- ・連絡相談窓口の設置、緊急情報体制の整備
- ・広報活動、シンポジウムの開催
- ・孤立死の事例収集・要因分析
- ・地域支援ネットワークの整備

##### (2) まちのにぎわい回復

本県においては、商店街活性化事業や復興まちづくり支援事業などによって、まちのにぎわい創出に向けた取り組みを支援してきた。

国では、近年、中心市街地等のにぎわい創出が全国的な課題となっている状況を踏まえ、今年度、都市計画法等「まちづくり三法」の改正を行い、中心市街地等のにぎわい回復に向けた法整備を行った。

##### 「まちづくり三法」の改正の概要

##### 「まちづくり三法」

- ・都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法の3法

##### 主な改正点

- ・都市計画法の改正による大規模集客施設の立地規制の見直し
- ・国による総合的・一体的な支援制度の創設 等

### (3) 減災対策

本県においては、フェニックス防災システムの運用や災害対策センターの設置・運営等、将来起こりうる災害に対する減災の取り組みを進めてきた。

また、今年度においては、阪神・淡路大震災や平成16年の台風第23号災害などの検証等を踏まえた「兵庫県地域防災計画」の修正（兵庫県防災会議、平成18年6月）を行った。

国（内閣府）においては、市町村等が避難支援体制の整備に取り組む指針として、平成18年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を作成した。

#### 「兵庫県地域防災計画」の修正概要

##### 修正の視点

- ・復興10年総括検証・提言事業の成果や、台風第23号災害・JR福知山線列車事故の検証等を踏まえた修正

##### 主要な修正項目

- ・迅速、的確な情報収集・提供
- ・災害時要援護者の避難支援
- ・災害ボランティア活動の支援体制の整備
- ・治山・治水対策の総合的推進 等

#### 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の概要

##### 策定主体

- ・内閣府（災害時要援護者の避難対策に関する検討会）

##### 位置づけ

- ・国、都道府県、市町村をはじめとする関係機関等が、避難支援体制の整備に向けた取組を進めるためのガイドライン

##### 主な内容

- ・情報伝達体制の整備
- ・災害時要援護者情報の共有
- ・災害時要援護者の避難支援計画の具体化
- ・避難所における支援
- ・関係機関等との連携



## 第 章 今後の復興フォローアップの 基本的な考え方

本章では、第 章で整理した被災地・被災者を取り巻く諸情勢の変化を踏まえたポスト震災復興10年における復興フォローアップの基本的な考え方を示した。

## 第 章 今後の復興フォローアップの基本的な考え方

阪神・淡路大震災からの復興については、単に旧に復するのではなく、21世紀を見据えた「創造的復興」を目指し、これまでボランティア活動やまちづくり活動への支援、高齢者の見守り、防災対策の充実、災害に強い都市基盤づくりなどの施策を重点的に実施してきた。

これらの施策の多くは、例えば、高齢化率が4割を超えるなど急速な高齢化が進行している災害復興公営住宅における高齢者の自立支援のように、震災復興対策としての取り組みが、同時に、今後の超高齢社会や成熟社会に対応した先導的な取り組みでもあったことから、今後は、復興過程での経験も踏まえながら、これらの取り組みの成果を被災地外に広げていくことが重要である。

また、震災後12年が経過した被災地の復興は、人口や総生産の回復、市街地整備の進捗など概ね順調に進展しており、被災者の生活復興意識も平時の状態へと変化している。さらに、残された課題の解決には、被災地固有の取り組みだけでなく、高齢化や都市構造の空洞化など社会全体の課題としての取り組みが不可欠となっており、それに呼応した全国・全県的な制度・施策の創設等の動きも出てきている。

今後の復興フォローアップの推進にあたっては、これまでの創造的復興の成果や被災地・被災者を取り巻く諸情勢の変化を踏まえながら、戦略的かつ機動的な施策展開を図っていかねばならない。

### 1．震災の教訓を継承し、復興の成果が脈々と生き続ける県政展開

そのため、平成21年度末までの震災10年経過後の5年間を目途に、高齢者の自立支援など震災に起因する被災地固有の課題解決を加速するための重点的な事業実施を図るとともに、全国・全県的な制度・施策との連携や整合等を重視しつつ、復興の成果を、高齢社会・成熟社会対策や産業雇用対策、防災・減災対策などの全県施策に継承させることにより、震災の教訓を継承し、復興の成果が脈々と生き続ける県政展開を図りながら、震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりを推進する。

### 2．“復興の成果を県政に生かす”3か年推進方策の推進

また、そのような取り組みを円滑かつ効果的に推進するため、震災復興全般にわたって71課題を整理し、その課題毎に、平成19～21年度の3か年における復興フォローアップ方針、施策目標、年度別計画等を示した「“復興の成果を県政に生かす”3か年推進方策～震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりの推進～」(復興フォローアップ3か年推進方策)を策定した。

今後は、この3か年推進方策に基づき、

被災地固有の個別課題への対応(28項目)

復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展(15項目)

～今後の成熟社会を切り拓くための先導的取り組みの定着・発展～

震災の経験と教訓の継承・発信(28項目)

～今後の大規模災害に備えた減災・復興の仕組みづくりの推進～を進める。

また、推進方策の実施にあたっては、毎年度、その進捗状況を見極めつつ、全県施策としての定着状況を評価しながら、取り組みを進める。

なお、今後の復興フォローアップについては、引き続き、現地調査等による復興の現状把握や課題の抽出、それらを踏まえた今後の取組方向の検討などを通じて、総合的なフォローアップを継続する。

## 第 章 課題別推進方策

本章では、第 章で示した今後の復興フォローアップの基本的な考え方を踏まえ、3 か年における71課題毎の復興フォローアップ方針、施策目標、年度別計画を示した。

復興フォローアップ方針	<p>平成19～21年度の3 か年における復興フォローアップの推進方針 (方針の分類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>[ 被災地固有の課題解決を加速] <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地固有の残された課題については、その解決を加速させるため、当該施策の一層の推進を図る。</li> </ul> </li> <li>[ 復興の成果の全県施策への継承] <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで主に復興施策として推進してきた取り組みのうち、今後さらに復興の成果の全県施策への継承を十分に進める必要があるものについては、その着実な継承を図る。</li> <li>・既に復興の成果を踏まえた全県施策としての取り組みが進んでいるものについては、一層の充実、推進を図る。</li> </ul> </li> <li>[ 中長期的課題として対応] <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点の状況では平成21年度末までに課題解決の急速な進展が見込めないものについては、中長期的課題として取り組む。</li> </ul> </li> </ul>
平成18年度の現状	平成18年度における関連施策の取組状況
施策目標	<p>施策推進上の課題と平成21年度末までの取組目標 (数値目標等は全県ビジョン推進方針に準拠、最終目標も併記)</p>
年度別計画	<p>平成19～21年度の各年度別の推進方針・目標 (数値目標等は全県ビジョン推進方針に準拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>[ 被災地固有の課題解決を加速]に係る項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度末までに課題を解決するための年度別推進方針・目標 (具体の取り組みや年度毎の数値目標等は、枠囲みや矢印で表示)</li> <li>・平成21年度末までに課題を解決した結果としての平成22年度以降の推進方向 (一般施策で対応、工事完了、措置決定等) を網掛けで表示</li> </ul> </li> <li>[ 復興の成果の全県施策への継承] <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後さらに復興の成果の全県施策への継承を十分に進める必要があるものについては、平成21年度末までに復興の成果を全県施策に継承していくための年度別推進方針・数値目標を記載 (全県施策に継承後の対応方針を網掛けで表示)</li> <li>・既に全県施策としての取り組みが進んでいるものについては、「復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進」と網掛けで表示し、全県施策として一層の推進を図るための年度別推進方針・数値目標を記載</li> </ul> </li> <li>[ 中長期的課題として対応]に係る項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「中長期的課題として対応」と網掛けで表示</li> </ul> </li> </ul>

## 第 章 課題別推進方策

3か年の復興フォローアップの推進にあたっては、高齢者の自立支援やまちのにぎわいづくりをはじめとする被災地固有の個別課題について、喫緊の課題として、その解決に向けた重点的な取り組みを進める。

また、震災の教訓と復興の成果が脈々と生き続ける県政展開を図っていくため、まちの保健室やコレクティブハウジングなど復興の過程で生まれた先導的取り組みを、今後の成熟社会を切り拓くための仕組みとして一層定着・発展させるとともに、震災の経験と教訓を継承・発信し、今後の大規模災害に備えた減災・復興の仕組みづくりを推進する。

### 1. 被災地固有の個別課題への対応

被災地の復興は、全体としては着実に進展してきているものの、災害復興公営住宅においては、入居者の高齢化が年々上昇しており、また、既成市街地では、空き地や空き店舗が増加するなど、震災によって失われたまちのにぎわいが回復していない地域がある。

こうした震災に起因する被災地固有の個別課題に対応するため、高齢者の自立支援、まちのにぎわいづくりに重点的に取り組むとともに、県外居住被災者への支援などに引き続き取り組む。

あわせて、高齢者自立支援をはじめとする復興施策の成果を生かしながら、それらを今後の超高齢社会や成熟社会に対応するための仕組みとして全県施策に継承する。

#### (1) 高齢者の自立支援

復興施策と一般施策が連携した高齢者の自立支援 **推進方策1**

災害復興公営住宅等における高齢者の見守り体制の充実を図るため、高齢者自立支援ひろばの拡充(平成21年度に40か所を目標)や機能充実を進めるとともに、生活援助員(LSA)や地域包括支援センター等の一般施策による高齢者支援を進めるなど、高齢者の見守り体制の構築を推進する。

また、被災地における高齢者自立支援ひろばと一般の高齢者ケア施策との連携強化を進めるとともに、その成果を踏まえながら、被災地を含めた全県での高齢者自立支援ひろば機能の展開方策等を検討するなど、超高齢社会に対応した高齢者自立支援の仕組みづくりを推進する。

#### [平成18年度の現状]

高齢者自立支援ひろばの開設(復興基金): 11か所(予定)  
 高齢世帯生活援助員(SCS)の配置 : 102人  
 生活援助員(LSA)の配置 : 123人  
 地域包括支援センターの設置 : 316か所

#### [施策目標と年度別計画]

項目・施策目標 ( )は庁内復興推進会議の所管部会	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
復興施策と一般施策が連携した高齢者の自立支援 (まちづくり復興担当部会、健康生活部生活企画局等部会)			
[被災地固有の課題解決を加速] 高齢者自立支援ひろばの拡充	高齢者自立支援ひろばの順次開設・機能充実		

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者自立支援ひろばの開設（H21に40か所を目標）</li> <li>・SCSによる支援（順次、高齢者自立支援ひろばに移行）</li> <li>L S A等一般施策による高齢者支援の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・L S Aをすべての県営高齢者向け特定目的住宅に配置</li> <li>・総合的なマネジメント拠点となる地域包括支援センターの整備（H20に321か所を目標）</li> </ul> </li> </ul>	20か所(累計) ・スタッフを始めとする運営組織の能力の向上等	30か所(累計)	40か所(累計)
	75人(累計)	55人(累計)	28人(累計) (H22以降は完全移行)
	140人(累計)	150人(累計)	160人(累計)
	317か所(累計) ・地域包括支援センターサポート体制の構築	321か所(累計)	
[復興の成果の全県施策への継承] 高齢者自立支援ひろばと一般の高齢者ケア施策が連携した高齢者自立支援の仕組みづくりの推進	ひろば開設市におけるひろばと市の一般の高齢者ケア施策との連携強化（神戸市におけるひろばと地域包括支援センターの連携等）	・高齢者自立支援ひろば機能の全県施策化等について検討 ・国への提案等	H22以降は、一般施策として展開

## 高齢者を包み込むコミュニティづくり

### ア 災害復興公営住宅等における自治会等の地域活動の崩壊対策 推進方策2

災害復興公営住宅等における自治会活動等の対応困難事例への支援など、自治会や見守り活動グループの取り組みを支援するため、いきいき県住推進員の配置や高齢者自立支援ひろばによる意見交換会の実施、コミュニティサポート支援事業を活用した仲間づくりなど、災害復興公営住宅等におけるコミュニティづくりを推進する。

#### [平成18年度の現状]

いきいき県住推進員の配置：30人

コミュニティサポート支援事業(復興基金)：見守りグループ育成数(H17末累計309団地)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害復興公営住宅等における自治会等の地域活動の崩壊対策（まちづくり復興担当部会）			
[被災地固有の課題解決を加速] 災害復興公営住宅における自治会や見守り活動グループへの支援 ・自治会活動等の対応困難事例への支援等	いきいき県住推進員の配置（30人）		
	見守りグループ（自治会・老人クラブ等）、NPO、高齢者自立支援ひろばスタッフ、行政等との意見交換会の実施等（自治会活動の対応困難事例、高齢者自立支援ひろばによるコミュニティづくり等）		
	コミュニティサポート支援事業の実施（順次、高齢者自立支援ひろばに移行）		
	H22以降は、一般施策として展開（と一体）		

イ 単身高齢者対策 **推進方策3**

災害復興公営住宅における単身高齢者等の閉じこもり対策を進めるため、災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業を活用し、高齢者の元気づくりのためのふれあい交流事業等への支援の取り組みを推進する。

また、単身高齢者等の生活支援を図るため、LSA等による単身高齢者への支援やボランティア活動、コミュニティ・ビジネスへの助成などの取り組みを推進するとともに、個々の状況に応じて、リバースモーゲージを活用した生活資金や生活保護の適用等による支援を推進する。

[平成18年度の現状]

災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業（復興基金）の実施  
 高齢者自立支援ひろばの開設（復興基金）  
 LSAの配置、地域包括支援センターの設置  
 「まちの保健室」看護ボランティアによる訪問（復興基金等）  
 県民ボランティア活動助成、コミュニティ・ビジネス支援事業の実施  
 個々の状況に応じたリバースモーゲージを活用した生活福祉資金の貸付（長期生活支援資金）、生活保護の適用

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
単身高齢者対策（県民政策部会、健康生活部生活企画局等部会、産業労働部会、まちづくり復興担当部会）			
[被災地固有の課題解決を加速] 単身高齢者等の閉じこもり対策の推進	災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業（復興基金）		

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
[復興の成果の全県施策への継承] 単身高齢者等の生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者自立支援ひろばの開設</li> <li>・L S Aの配置、地域包括支援センターの設置</li> <li>・まちの保健室看護ボランティアによる訪問</li> <li>・ボランティア活動助成、コミュニティ・ビジネス支援事業の実施</li> <li>・個々の状況に応じた「ハーステージ」を活用した生活資金支援（長期生活支援資金、要保護者世帯向け長期生活支援資金等）等や生活保護の適用</li> </ul>		
			H22からは一般施策で対応（と一体）

#### ウ 公営住宅の高齢化対策 推進方策4

公営住宅における高齢化対策を進めるため、高齢化社会に対応した「ひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画」に基づき、新婚世帯・子育て世帯の優先入居枠の拡大（平成21年度に80戸を目標）などを図る。

[平成18年度の現状]

「ひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画」の改訂（H18.4）  
新婚世帯・子育て世帯の優先入居実績：37戸

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公営住宅の高齢化対策	（まちづくり復興担当部会）		
[復興の成果の全県施策への継承] 子育て世帯の優先入居など公営住宅の高齢化対策の推進 ・新婚世帯・子育て世帯の優先入居枠の拡大 （H21に80戸、H22に100戸を目標）	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	新婚世帯・子育て世帯の優先入居等の推進		
	40戸(累計)	60戸(累計)	80戸(累計)

#### 高齢者に優しい環境づくり

#### ア 県営住宅のバリアフリー化 推進方策5

県営住宅におけるバリアフリー化を進めるため、高齢化社会に対応した「ひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画」に基づき、県営住宅の高齢者向け改修等のバリアフリー化（平成21年度までに6,350戸を目標）などを推進する。

[平成18年度の現状]

「ひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画」の改訂（H18.4）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
県営住宅のバリアフリー化 (まちづくり復興担当部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 県営住宅の新型改修等、高齢者向け改修等によるバリアフリー化の推進 ・県営住宅のバリアフリー化の推進 (H21に6,350戸、H22に7,900戸のバリアフリー化を目標)	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	県営住宅のバリアフリー化の推進		
	3,250戸(累計)	4,800戸(累計)	6,350戸(累計)

イ 住宅や生活に関わる悪質業者対策 **推進方策6**

住宅改修や消費生活に関わる悪質業者対策を進めるため、消費生活条例等の法令に基づき、生活科学センター等での消費生活相談等や地域での声かけ運動を実施するとともに、住宅改修業者登録制度の運用や住宅リフォーム相談などを実施する。

[平成18年度の現状]

生活科学センター等での消費生活相談の実施  
住宅改修業者登録制度の運用 (H18.7受付開始)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
住宅や生活に関わる悪質業者対策 (県民政策部会、まちづくり復興担当部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 住宅改修や消費生活に関わる悪質業者対策の推進 ・消費者施策の推進  ・住宅リフォーム対策の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	生活科学センター等での消費生活相談の実施、事業者指導		
	地域での声かけ運動実施団体を平成22年度までに1,000団体に拡大		
	住宅改修業者登録制度の運用、リフォーム相談の実施等		



ウ 公共交通のバリアフリー化などユニバーサル社会づくり **推進方策7**

公共交通、住宅、施設等のバリアフリー化などユニバーサル社会づくりを進めるため、福祉のまちづくり条例や「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」に基づき、実践モデル地区の整備推進、利用者の多い鉄道駅舎におけるエレベーターの設置（平成21年度に99%を目標）、歩道の段差解消（平成19年度に約32,500か所を目標）などを推進する。

[平成18年度の現状]

福祉のまちづくり条例に基づく公共交通のバリアフリー化  
「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」（H17.4策定）に基づく取り組みの実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
公共交通のバリアフリー化などユニバーサル社会づくり (健康生活部生活企画局等部会、まちづくり復興担当部会)				
[復興の成果の全県施策への継承] 公共交通、住宅、施設等のバリアフリー化などユニバーサル社会づくりの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進			
	ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議の設置、運営			
	・県民、地域団体、NPO、企業、市町等幅広く参加する推進会議の設置（H20に200団体を目標）	150団体(累計)	200団体(累計)	
	・事業所等の率先する率先行動の促進（H20に200事業所の計画策定支援を目標）	150事業所(累計)	200事業所(累計)	
	・利用者の多い駅舎のバリアフリー化99%作戦（H21に95%、H22に99%を目標）	88%(累計154駅)	92%(累計160駅)	95%(累計166駅)
	・福祉のまちづくり重点地区やあんしん歩行エリア等を重点的に歩道の段差解消（H19に約32,500か所を目標）	32,500か所(累計)		
・診療所や店舗など民間の生活利便施設のバリアフリー化促進（H19に100施設を目標）	100施設(累計)			

高齢者の生きがいくりのための能力向上、社会参加の支援

ア 高齢者のエンパワーメント（能力向上）の支援 **推進方策 8**

高齢者大学等による高齢者の生きがいくりのためのエンパワーメント（能力向上）を支援するため、兵庫県高齢者生きがい創造協会によるいなみ野学園を運営する（平成21年度に大学院修了者300人を目標）とともに、生涯学習推進体制の充実などを図る。

[平成18年度の現状]

県内7地域での高齢者大学の開設  
いなみ野学園大学院の開設（H18.4）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
高齢者のエンパワーメント（能力向上）の支援（県民政策部会、まちづくり復興担当部会）			
[復興の成果の全県施策への継承] 高齢者大学等による高齢者の生きがいくりのためのエンパワーメントの支援  ・いなみ野学園4年制大学に加え大学院を開設（H21に修了者300人を目標）	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	いなみ野学園等高齢者大学の運営と生涯学習推進体制の充実		
	100人(累計)	200人(累計)	300人(累計)

イ 高齢者の知識やノウハウの社会での活用 **推進方策 9**

高齢者がこれまで培ったノウハウや学んだ知識の地域社会での活用を進めるため、老人クラブの青年部会の設置（平成21年度に41か所を目標）や、健康づくり事業の拡大（平成21年度に16,000人を目標）など、高齢者の社会参加を支援する。

[平成18年度の現状]

老人クラブの社会活動や健康づくり活動への支援事業の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
高齢者の知識やノウハウの社会での活用 （健康生活部生活企画局等部会、産業労働部会、まちづくり復興担当部会）			
[復興の成果の全県施策への継承] 高齢者がこれまで培ったノウハウや学んだ知識の地域社会での活用	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	老人クラブの社会活動や健康づくり活動支援		

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
・県老人クラブ・市町老人クラブ連合会に青年部会（若手会員の活躍の場）の設置（H21に41か所を目標）	21か所(累計)	31か所(累計)	41か所(累計)
・老人クラブ健康づくり事業の拡充（H21に16,000人、H22に17,000人を目標）	14,000人(累計)	16,000人(累計)	16,000人(累計)

## (2) まちのにぎわいづくり

多様な主体が参画した「まちのにぎわい創出」の支援

### ア 持続可能な住民主体のにぎわいづくり 推進方策10

被災地における地域の主体的な発意による、まちのにぎわい創出を進めるため、まちのにぎわいづくり一括助成事業を実施（平成21年度に累計40団体への助成を目標）する。また、実施にあたっては、事業実施状況の公開や内外への情報発信など採択団体の事業実施をバックアップするとともに、助成終了後の活動の継続や被災地外への波及等に向けたフォローアップを実施するなど、持続可能な住民主体のにぎわいづくりを推進する。

さらに、中心市街地等まちなかのにぎわいの維持・向上に向けた共同プロジェクトを展開するなど、地域商業の活性化とまちづくりとが緊密に連携した取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

まちのにぎわいづくり一括助成事業（復興基金）の創設（13団体助成）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
持続可能な住民主体のにぎわいづくり (まちづくり復興担当部会、産業労働部会)			
[被災地固有の課題解決を加速] まちのにぎわいづくり一括助成事業による地域の主体的な発意によるまちのにぎわい創出 (H21に助成団体40団体を目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括助成事業の実施</li> <li>・採択団体の事業実施のバックアップ</li> <li>・助成終了後のフォローアップ等</li> </ul>		
	23団体(累計) ・「開かれた取り組み」の確保(事業実施状況の公開等) ・相談・支援体制の充実 ・意見交換・交流の場の提供 ・内外への情報発信の充実(事例集の作成、ポータルサイトの開設等)	33団体(累計)	40団体(累計)
			H22以降は一般施策で対応

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
[ 復興の成果の全県施策への継承] 地域商業の活性化とまちづくりの緊密な連携によるまちのにぎわい創出	地域商業の活性化とまちづくりが連携したにぎわいづくり施策の展開 ( まちなか商業再活性化事業 ・大型店出店対策事業 ・商人塾実施事業 ・駐車場整備計画ガイドプランの作成 等 )		

イ まちづくり協議会を核としたまちづくり **推進方策11**

まちづくり協議会を核とした復興まちづくりの取り組みを進めるため、復興まちづくり支援事業を引き続き実施するとともに、一般施策においても、まちづくり協議会等に対する専門家派遣（平成21年度に40市町を目標）やまちづくり情報バンクの構築・運営などを行い、地域における住民主体のまちづくり活動を支援する。

[平成18年度の現状]

復興まちづくり支援事業（復興基金）の実施

まちづくり支援事業（一般施策）の実施

（アドバイザー・コンサルタントの派遣、情報バンクの構築・運営等）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
まちづくり協議会を核としたまちづくり	（まちづくり復興担当部会）		
[ 被災地固有の課題解決を加速] 復興まちづくり支援事業を活用したまちづくり協議会等のまちづくり活動への支援	復興まちづくり支援事業（復興基金）の実施  <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">             H22以降については、被災地も一般施策で対応           </div>		
[ 復興の成果の全県施策への継承] まちづくり協議会等の持続的な発展を通じたまちづくりの推進	まちづくり支援事業（一般施策）の実施 ( ・アドバイザー、コンサルタントの派遣 ・情報バンクの構築・運営 等 )		
・まちづくり支援事業の実施 （H21に40市町、H22に全41市町を目標）	38市町(累計)	39市町(累計)	40市町(累計)

ウ 地域団体・NPO等によるまちのにぎわい創出 **推進方策12**

自治会、婦人会等の地域団体やNPO等によるまちづくり活動を通じたまちのにぎわい創出を図るため、「(改定版)地域づくり活動支援指針」に基づき、地域づくり活動応援事業の実施(平成21年度に3,390団体を目標)や県民ボランティア活動への助成など、地域団体・NPO等による取り組みを支援する。

[平成18年度の現状]

地域づくり活動応援事業等の実施  
(1,901団体[累計])

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
地域団体・NPO等によるまちのにぎわい創出 (県民政策部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 自治会、婦人会等の地域団体やNPO等によるまちづくり活動を通じたまちのにぎわい創出 ・地域づくり活動応援事業の実施(H21に3,390団体を目標)	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	地域づくり活動応援事業等の実施		
	2,430団体(累計)	2,910団体(累計)	3,390団体(累計)

エ 大学・学生との協働によるまちづくり **推進方策13**

子どもたちや学生など若者の元気による、まちのにぎわい創出を図るため、神戸大学等の大学との「まちづくり協定」の締結やそれに基づく共同事業等の実施、学生による商店街の活性化への支援などを推進する。

[平成18年度の現状]

神戸大学との「まちづくり協定」(H17.12締結)に基づく共同事業等の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
大学・学生との協働によるまちづくり (まちづくり復興担当部会、神戸県民局)			
[復興の成果の全県施策への継承] 子どもたちや学生など若者の元気によるまちのにぎわい創出	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	大学と連携したまちづくりの推進等		

商店街によるまちのにぎわい創出

ア 被災商店街のにぎわい回復 **推進方策14**

震災で被災した商店街のにぎわいや活気の回復を図るため、商店街・小売市場復興イベント開催支援事業等を活用し、商店街の復興イベントの開催や共同施設の整備等への助成などの支援を実施する。

[平成18年度の現状]

商店街・小売市場復興イベント開催支援事業等（復興基金）の実施  
商店街・小売市場共同施設建設費助成事業（復興基金）の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
被災商店街のにぎわい回復	（産業労働部会）		
[被災地固有の課題解決を加速] 被災商店街のにぎわいや活気の回復  ・商店街・小売市場復興イベント開催支援 ・商店街・小売市場共同施設建設費助成事業	商店街・小売市場復興イベント開催支援事業等 （復興基金）の実施		
	・支援内容の拡充 （補助率等の引き上げ）		
	90件/年	90件/年	80件/年
	25件/年	20件/年	20件/年
			H22以降は一般施策で対応

イ 特色ある商店街づくり **推進方策15**

被災地における特色ある商店街づくりを進めるため、先導的活性化事業や空き店舗活用支援事業等を通じて、商店街がその活性化をめざして実施する先導的な取り組みを支援する。

[平成18年度の現状]

先導的活性化事業の特色枠の創設

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
特色ある商店街づくり	（産業労働部会）		
[復興の成果の全県施策への継承] 先導的な取り組みによる被災商店街の活性化	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	先導的活性化事業、空き店舗活用支援事業、地域連携イベント事業等		

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
・元気アップ事業の展開 (H21に1,200件、H22に1,400件を目標)	700件(累計)	1,000件(累計)	1,200件(累計)

地域の景観の保全・創造や空き地等の活用

ア 残存空地の活用 **推進方策16**

被災市街地における空き地の緑化等によるにぎわいづくりを推進するため、被災地空地の緑化推進助成事業(平成21年度に80件を目標)を通じて、市街地における残存空地の活用を促進する。

[平成18年度の現状]

被災地花いっぱいモデル助成事業、被災地空地の緑化推進助成事業(復興基金)の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
残存空地の活用 (まちづくり復興担当部会)			
[被災地固有の課題解決を加速] 被災市街地における空き地の緑化等によるにぎわいづくりの推進 ・被災地空地の緑化推進助成事業の実施 (H21に80件を目標)	被災地空地の緑化推進助成事業(復興基金)の実施		
	60件(累計)	70件(累計)	80件(累計)
			H22以降については、一般施策で対応

イ 地域景観の形成 **推進方策17**

住民の参画による景観まちづくりを進めるため、「景観の形成等に関する条例」に基づき、景観形成地区の指定(平成21年度に41市町を目標)や、道路や街路、河川、都市公園等における緑化、県民緑税を活用した県民まちなみ緑化事業の実施など、魅力ある地域景観の形成を推進する。

[平成18年度の現状]

「景観の形成等に関する条例」(H18.3改正)に基づく景観形成地区等の指定、街路等の緑化の推進

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
地域景観の形成	(まちづくり復興担当部会)		
[復興の成果の全県施策への継承] 住民の参画による景観まちづくりの推進 ・景観形成等基本方針改定 ・景観形成地区等の指定 (H21に全41市町を目標) ・都市地域の緑化率30% (H21に24%、H27に30%を目標) ・都市部のまちなみ植樹数 (H21に80万本、H22に100万本を目標) ・全県花いっぱい運動の展開 ・県下の花・緑活動団体数 (H21に2,300団体を目標)	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	景観条例による魅力ある景観の創造・保全		
	32市町(累計)	38市町(累計)	41市町(累計)
	21%	22%	24%
	道路緑化推進事業、街路事業、河川事業、都市公園整備事業等における緑化の推進		
	県民緑税を活用した県民まちなみ緑化事業の実施		
	40万本(累計)	60万本(累計)	80万本(累計)
	人材・組織の育成による全県花いっぱい運動の展開		
	2,100団体(累計)	2,200団体(累計)	2,300団体(累計)

復興市街地整備事業の早期完成とにぎわい再生

ア 復興市街地整備事業等の早期完成 **推進方策18**

復興市街地再開発事業・復興土地区画整理事業の早期完成に向け、西宮北口駅北東地区等の換地計画の決定(平成19年度目標)や、新長田駅南地区の工事完了(平成21年度目標)など、未完了の復興市街地整備事業の完成を目指した取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

新長田駅南地区(市街地再開発事業)の事業推進

西宮北口駅北東・富島地区等(土地区画整理事業)の事業推進



[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
復興市街地整備事業等の早期完成 〔被災地固有の課題解決を加速〕 復興市街地再開発事業の早期完成に向けた取り組みの推進	(まちづくり復興担当部会)		
復興土地区画整理事業の早期完成に向けた取り組みの推進	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     新長田駅南地区(市街地再開発)の事業推進                 </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; display: inline-block;">                     H21末で工事完了(目標)                 </div>		
	・西宮北口駅北東・富島地区等(土地区画整理)の事業推進 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; display: inline-block;">                         換地処分若しくは換地計画決定(目標)                     </div>		

イ 復興市街地における住宅再建や商業機能の再生 推進方策19

復興市街地整備事業地区等における空地・空床の利用促進を図るため、復興市街地再開発商業施設等入居促進事業等を活用した住宅再建や商業機能の再生への支援を推進する。

[平成18年度の現状]

「復興市街地再開発商業施設等入居促進事業」等(復興基金)の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
復興市街地における住宅再建や商業機能の再生 〔被災地固有の課題解決を加速〕 復興市街地整備事業地区等における空地・空床の利用促進	(まちづくり復興担当部会)		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     復興市街地再開発商業施設等入居促進事業等(復興基金)の実施                 </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; display: inline-block;">                     H22以降については、復興市街地整備事業の完成に伴い事業終了                 </div>		

ウ 中心市街地の活性化 **推進方策20**

まちづくり三法(中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法、都市計画法)の改正等を踏まえた被災市街地の活性化を進めるため、広域土地利用プログラムの策定を進めるとともに、改正法に基づく中心市街地活性化基本計画や商業施設等の土地利用ゾーニングの策定、大規模集客施設の立地調整など、中心市街地活性化の取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

「まちづくり三法」の改正(H18.5)

「広域土地利用プログラム」(阪神間、東播臨海部、中播臨海部)の策定(H18.9)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
中心市街地の活性化	(まちづくり復興担当部会)		
[復興の成果の全県施策への継承] まちづくり三法の改正等を踏まえた、被災市街地における中心市街地活性化の推進 ・広域土地利用プログラムの策定  ・改正法に基づく中心市街地活性化基本計画策定済み箇所数(H21に18箇所を目標)  ・商業施設等の土地利用ゾーニング策定市町数(H21に11市町、H22に14市町を目標)  ・立地調整条例に基づく届出件数(毎年度30件)	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	広域土地利用プログラム(東播内陸部、中播内陸部)策定		
	改正法に基づく中心市街地活性化基本計画の策定		
	6箇所(累計)	12箇所(累計)	18箇所(累計)
	商業施設等の土地利用ゾーニングの策定		
5市(累計)	8市(累計)	11市(累計)	
大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例の施行(毎年度30件の届出)			

(3) その他の個別課題への対応

県外居住被災者の帰県支援 **推進方策21**

県外居住被災者の帰県を支援するため、県外居住被災者向けの県営住宅優先入居枠の確保や、電話訪問相談員による情報提供・相談等(平成21年度までに兵庫県に戻りたい県外居住被災者全員の帰県を目標)を実施する。

[平成18年度の現状]

県営住宅優先入居枠の確保

県外居住被災者への情報提供等(帰県意向の確認等)(H18.12 178世帯)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
県外居住被災者の帰県支援 [被災地固有の課題解決を加速] 県外居住被災者の帰県の支援	(まちづくり復興担当部会)		
	県営住宅優先入居枠の確保 県外居住被災者への情報提供等		H21末までに兵庫県に帰りたい県外居住被災者全員を帰県(目標)

未償還の貸付金等対策

ア 災害援護資金の償還対策 **推進方策22**

災害援護資金に係る未償還金の円滑な償還対策を進めるため、市町における未償還金の償還を引き続き促進するとともに、国に対する免除要件の拡大等の要望、償還期限の再延長など5年経過後を見据えた取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

市町における未償還金の償還事務の促進  
 国に対する免除要件の拡大等についての要望の継続

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害援護資金の償還対策 [被災地固有の課題解決を加速] 未償還金の償還促進 償還期限延長の5年経過後を見据えた取り組みの推進	(健康生活部生活企画局等部会)		
	・市町における未償還金の償還事務の促進 ・国に対する免除要件の拡大等についての要望の継続 ・償還期限の再延長など5年経過後を見据えた対応方針の検討		・償還期限の再延長等の国との協議 5年経過後の措置決定(H22)

イ 生活福祉資金の償還対策 **推進方策23**

生活福祉資金に係る未償還金の円滑な償還対策を進めるため、兵庫県社会福祉協議会における未償還金の償還を引き続き促進する。

[平成18年度の現状]

県と県社協との今後の償還事務等の方針決定（H18）  
未償還金の償還の促進等

[施策目標と施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
生活福祉資金の償還対策 (健康生活部生活企画局等部会)			
[被災地固有の課題解決を加速] 未償還金の償還の促進等	未償還金の償還の促進等		

ウ 中小企業緊急災害復旧資金の償還対策 **推進方策24**

中小企業緊急災害復旧資金に係る未償還金については、未償還企業に対する相談、融資条件の変更、借換貸付の活用などにより、円滑な償還を促進する。

[平成18年度の現状]

緊急・災害復旧資金の償還対策についての方針(H16.12)に基づく未償還金の償還の促進等

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
中小企業緊急災害復旧資金の償還対策 (産業労働部会)			
[被災地固有の課題解決を加速] 未償還企業に対する相談、融資条件の変更や借換貸付の活用等による円滑な償還の促進等	未償還金の償還の促進等		

エ 生活復興資金の償還対策 **推進方策25**

生活復興資金の償還については、概ね順調に推移している（H18.12現在、償還率99.9%）が、引き続き、円滑な償還を促進する。

[平成18年度の現状]

未償還金の償還の促進等

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
生活復興資金の償還対策 (まちづくり復興担当部会)			
[被災地固有の課題解決を加速] 未償還金の償還の促進等	未償還金の償還の促進等		

災害復興公営住宅の家賃対策 **推進方策26**

災害復興公営住宅家賃の特別減免から一般減免への円滑な移行を図るため、一般減免制度への移行後は、一般の低所得者対策としての円滑な制度運用を進めるなど、災害復興公営住宅における適切かつ公平な家賃対策を推進する。

[平成18年度の現状]

特別減免から一般減免への移行の扱いについての方針決定（H18.6）  
（一般の低所得者対策として対応）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年 度 別 計 画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害復興公営住宅の家賃対策	（まちづくり復興担当部会）		
[ 復興の成果の全県施策への継承] 災害復興公営住宅家賃の特別減免から一般減免への円滑な移行	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	公営住宅家賃の一般減免制度等の円滑な運用		

震災特例住宅税制の優遇措置による支援 **推進方策27**

被災市街地における住宅建設等を進めるため、復興土地区画整理事業地区等における震災特例住宅税制の優遇措置を活用した住宅建設や住宅購入への支援を推進する。

[平成18年度の現状]

震災特例税制の優遇措置による住宅建設の支援

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年 度 別 計 画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
震災特例住宅税制の優遇措置による支援	（まちづくり復興担当部会）		
[ 被災地固有の課題解決を加速] 震災特例住宅税制による被災市街地における住宅建設等への支援	震災特例税制による住宅建設支援		
	H22以降については、被災市街地復興土地区画整理事業等の状況により延長要望を検討し対応方針を決定		

被災自治体の震災関連地方債の償還対策 **推進方策28**

被災市町における震災関連地方債の円滑な償還を進めるため、被災市町の実情を踏まえつつ、平成11年度までに発行した既発債の償還延長等の国への要望等を継続する。

[平成18年度の現状]

既発債の償還延長等の支援を国に要望

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年 度 別 計 画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
被災自治体の震災関連地方債の償還対策 (企画管理部会)			
[ 被災地固有の課題解決への取り組みを継続] 被災市町の実情を踏まえた既発債の償還延長等の措置への取り組み	償還延長等の支援を国に要望		
			H22以降はH21末の状況により対応を検討

## 2. 復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展

～ 今後の成熟社会を切り拓くための先導的取り組みの定着・発展～

震災復興の過程を通じて、まちの保健室やコレクティブハウジングなどの新たな取り組みが生まれ、育ち、広がってきた。

このような先導的な取り組みの成果を、被災地内外を問わず、今後の成熟社会を切り拓くための一般の施策として一層定着・発展させていくため、まちの保健室の取り組みの拡充、多世代型コレクティブハウジングの推進、児童・生徒も含めた総合的なこころのケア対策、ボランティア活動や芸術文化活動等への支援の充実、コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方や雇用就業への支援、震災ツーリズムなどツーリズム振興と被災地における新都市づくりなどを着実に推進する。

### (1) まちの保健室の定着・発展 推進方策29

復興の過程で広がった「まちの保健室」の取り組みのさらなる定着・発展を図るため、事業の全県展開を進める（平成19年度に520か所を目標）とともに、市町の健康づくり施策や交番と連携した取り組みなどを推進する。

また、復興基金事業が終了する平成22年度以降を見据え、事業の展開方策（取組内容の高度化等）や県からの支援内容等の検討など、全県施策への継承に向けた取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

まちの保健室の開設：395か所（基金20か所、一般375か所）

（被災地は復興基金事業、被災地以外は一般施策で展開）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
まちの保健室の定着・発展	（健康生活部生活企画局等部会）		
[復興の成果の全県施策への継承] まちの保健室の全県展開の推進 ・まちの保健室の開設 （H19に520か所を目標）  H22以降の事業展開方策や県からの支援内容等の決定	まちの保健室の全県展開・充実		
	520か所(累計) (基金20か所、 一般500か所) ・事業内容の拡充 (市町との連携事業や交番と連携した取り組み)	520か所(累計) (基金20か所、 一般500か所)	520か所(累計) (基金20か所、 一般500か所)
	H22以降の事業展開方策（取組内容の高度化等）や県からの支援内容等の検討		・H22以降の支援内容等の決定  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;">                         復興基金事業はH21末で終了                          H22以降は一般施策で対応予定                     </div>

(2) シルバーハウジング、コレクティブハウジング等の推進 **推進方策30**

震災を契機としたコレクティブハウジング等の新しい住まいづくりを一層進めるため、多世代協同居住のコレクティブハウジングのモデル的实施とその検証を実施するとともに、民間事業への支援の検討などを推進する。

[平成18年度の現状]

民間コレクティブハウジング整備へのアドバイザー派遣等  
 県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的实施の検討

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
シルバーハウジング、コレクティブハウジング等の推進 (まちづくり復興担当部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 震災を契機としたコレクティブハウジング等の新しい住まいづくりの推進	・県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的实施等	県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的实施・検証、民間事業への支援の検討等	
		モデル的实施・検証を踏まえ、H22以降の対応方針を決定	

(3) こころのケアの推進

こころのケア対策の推進 **推進方策31**

震災後のこころのケアの取り組みを踏まえたこころのケア対策を進めるため、兵庫県こころのケアセンターの活動の成果を生かし、精神保健センター、健康福祉事務所が連携した、被災者を含めた県民の総合的なこころのケア対策を推進する。

[平成18年度の現状]

兵庫県こころのケアセンターにおけるこころのケア事業の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
こころのケア対策の推進 (健康生活部生活企画局等部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 兵庫県こころのケアセンターの活動の成果を生かした総合的なこころのケア対策の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	兵庫県こころのケアセンターの活動の成果を生かした総合的なこころのケア対策の推進		



心のケア担当教員の取り組みを継承した教育相談体制の充実 **推進方策32**

心のケアを必要とする児童生徒に対する教育相談体制の充実を図るため、学校現場における心のケア担当教員、スクールカウンセラー(全中学校等への配置等)など専門家及び関係機関との連携による相談・支援体制の充実、教職員のカウンセリング・マインド研修の実施などを推進する。

[平成18年度の現状]

震災にかかる心のケア担当教員の配置(16名)

全公立中学校・中等教育学校271校、小学校拠点校30校へのスクールカウンセラーの配置

教職員のカウンセリング・マインド研修の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年 度 別 計 画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
心のケア担当教員の取り組みを継承した教育相談体制の充実 (教育委員会事務局部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 心のケアを必要とする児童生徒に対する、スクールカウンセラー等専門家及び関係機関との連携による相談・支援体制の充実 ・心のケア担当教員の配置  ・スクールカウンセラーの配置  ・教職員のカウンセリング・マインド研修の実施	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	心のケア担当教員の配置の継続(～H21)		
	スクールカウンセラーの全公立中学校・中等教育学校への配置の継続、小学校など配置校種の拡大等		
	カウンセリングマインドを高めるための教員研修の実施		

#### (4) ボランティア活動や芸術文化活動などへの支援

震災を機に広がった県民ボランティア活動の推進 **推進方策33**

震災を契機として被災地に広がった県民ボランティア活動の一層の推進を図るため、「ボランティア活動元気アッププログラム」に基づき、ひょうごボランティア基金による活動助成(毎年度3,300件)など、ひょうごボランティアプラザを中心とした各種ボランティア活動への支援を実施する。

[平成18年度の現状]

ひょうごボランティアプラザ(H14.6設置)による支援事業の実施

「平成18年度ボランティア活動元気アッププログラム」の策定(H18.4)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
震災を機に広がった県民ボランティア活動の推進 (県民政策部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] ひょうごボランティアプラザを中心とした各種ボランティア活動支援の推進 ・ボランティア基金による活動助成(毎年度3,300件)  ・NPOと行政の協働会議の設置  ・NPO貸付制度による支援  地域を舞台とした団塊世代等シニア層の地域づくり活動の促進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	ボランティア基金による活動助成		
	3,300件/年	3,300件/年	3,300件/年
	NPOと行政の協働による地域課題の解決に向けての協議・情報交換等の実施		
	事業資金の貸付によるNPO活動発展の支援		
団塊世代等シニア層の地域での活動による「新しい公」の担い手の創出			

文化を活かした個性ある地域づくり **推進方策34**

震災復興のシンボルでもある県立芸術文化センターや県立美術館等を活用した個性ある地域づくりを推進するため、「芸術文化振興ビジョン」に基づき、芸術文化センターにおける魅力ある公演(平成21年度に160事業260公演を目標)等の各種文化事業の実施などの取り組みを推進する。

また、歴史文化遺産を活かしたまちづくりを促進するため、ヘリテージマネージャー(歴史文化遺産活用推進員)の養成を進める。

[平成18年度の現状]

「芸術文化振興ビジョン」(H16.5策定)に基づく各種文化事業の実施  
ヘリテージマネージャーの養成講習会の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
文化を活かした個性ある地域づくり (県民政策部会、教育委員会事務局部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 芸術文化センターや県立美術館等を活用した個性ある地域づくりの推進  ・芸術文化センターにおける公演の実施(H21に160事業260公演、H22に200事業320公演を目標) ・県立美術館「芸術の館」の整備・充実	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	芸術文化センター等を活用した個性ある地域づくりの推進		
	80事業140公演(累計)	120事業200公演(累計)	160事業260公演(累計)
	特別展等魅力ある展覧会の開催		

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎ロビー等を活用した街かどパフォーマンスの応援（H21に75件を目標）</li> <li>・ヘリテージマネージャー（歴史文化遺産活用推進員）の養成</li> <li>・毎年度45人養成（H17:177人 H22:概ね400人を目標）</li> </ul>	27件(累計)	51件(累計)	75件(累計)
	ヘリテージマネージャーの養成（毎年度45人養成）		

青少年の体験・交流の機会づくりの推進 **推進方策35**

今後の被災地の担い手となる青少年の生きる力を育む体験・交流の機会づくりを一層進めるため、子どもの冒険ひろば（平成19年度に全中学校区360か所を目標）や若者ゆうゆう広場（平成20年度に60か所を目標）などの取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

子どもの冒険ひろば（280か所）、若者ゆうゆう広場（40か所）の開設

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
青少年の体験・交流の機会づくりの推進	（県民政策部会）		
[復興の成果の全県施策への継承] 「子どもの冒険ひろば」「若者ゆうゆう広場」などによる青少年の体験・交流の機会づくりの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	子どもの冒険ひろば、若者ゆうゆう広場の展開		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもの冒険ひろば事業」の展開（H19に全中学校区360か所を目標）</li> <li>・「若者ゆうゆう広場事業」の展開（H20に60か所を目標）</li> </ul>	360か所(累計)	
	50か所(累計)	60か所(累計)	

男女が協働した取り組みの推進や家族の絆の再認識 **推進方策36**

震災によって再認識された男女が協働した取り組みや、家族の絆の大切さを今日の多様な家族のあり方の中で尊重できる社会づくりを進めるため、「ひょうご男女共同参画プラン21後期実施計画」に基づく様々な取り組みや、県民一人ひとりが自らの家族・家庭についてのあり方等を考えたり、家族一緒に体験を共有しようとする機運醸成の取り組み等を推進する。

[平成18年度の現状]

H18.4「ひょうご男女共同参画プラン21後期実施計画」策定・推進

「ひょうご家庭応援施策検討委員会」における、家族の絆を深める取り組み等の検討

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
男女が協働した取り組みの推進や家族の絆の再認識 (県民政策部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 震災により再認識された男女が協働した取り組みや、家族の絆の大切さを、今日の多様な家族のあり方の中で尊重できる社会づくりの推進  ・地域及び企業・労働組合に男女共同参画推進員を設置 (H21に1,485人、H22に2,000人を目標) ・県立男女共同参画センターの運営 ・「ひょうご家庭応援推進協議会(仮称)」による家族の絆を深める取り組みの展開 ・男女共同参画の職場づくりに取り組む事業所との協定締結 (H21に175事業所、H22に200事業所を目標)	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	ひょうご男女共同参画プラン21の推進		
	965人(累計)	1,485人(累計)	1,485人(累計)
	グループ活動支援、研修会・講演会の開催、相談業務などの実施		
	125事業所(累計)	150事業所(累計)	175事業所(累計)

(5) 新しい働き方や雇用就業への支援

コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方への支援 **推進方策37**

コミュニティ・ビジネスを中心とした地域密着型事業の創造・普及を図るため、生きがいごとサポートセンターによる支援の展開や団塊世代への支援機能の拡充、コミュニティ・ビジネスへの助成など、新しい働き方への支援を推進する。

[平成18年度の現状]

シニア生きがいごとサポートセンター (H17.6設置) による支援 (相談件数2,000件)

コミュニティ・ビジネス助成事業の実施 (雇用創出2,400人)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方への支援 (産業労働部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] コミュニティ・ビジネスを中心とした地域密着型事業の創造・普及への支援	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	コミュニティ・ビジネスへの支援の展開		

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の就業支援 (H21に相談件数5,000件、H22に6,000件を目標)</li> <li>・ コミュニティ・ビジネスの起業支援</li> <li>・ コミュニティビジネスへの助成や政労使によるワークシェアリングの推進等による雇用創出 (H21に6,100人、H22に7,200人を目標)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生きがいしごとサポートセンターの拡充 (5か所6か所、団塊世代への支援機能の拡充)</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生きがいしごとサポートセンターによる支援</li> </ul>		
	3,000件(累計)	4,000件(累計)	5,000件(累計)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティ・ビジネス創出・育成支援事業による立ち上げ支援 (毎年度20団体)</li> </ul>		
3,800人(累計)	5,000人(累計)	6,100人(累計)	

### ひょうご・しごと情報広場等による雇用就業対策の推進

ア ひょうご・しごと情報広場、地域労働相談・しごと情報広場の運営 **推進方策38**  
ひょうご・しごと情報広場や地域労働相談・しごと情報広場による効果的な雇用就業対策を進めるため、ひょうご・しごと情報広場によるきめ細かなワンストップの就職支援、職業能力開発等の相談、情報提供 (平成21年度に相談者数5,680人を目標)、青少年・若者のしごと体験 (平成21年度に38,000人) などを実施する。

[平成18年度の現状]

ひょうご・しごと情報広場等の運営 (相談者数: 5,510人)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
ひょうご・しごと情報広場、地域労働相談・しごと情報広場の運営 (産業労働部会)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ [復興の成果の全県施策への継承] ひょうご・しごと情報広場等によるきめ細かなワンストップの就職支援、職業能力開発等の相談、情報提供の実施</li> <li>・ ひょうご・しごと情報広場相談者数 (H21に5,680人、H22に5,740人を目標)</li> <li>・ 地域しごと情報広場利用者数 (H20(ピーク)に4,410人/年を目標)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひょうご・しごと情報広場等による雇用就業対策の推進</li> </ul>		
	5,570人/年	5,620人/年	5,680人/年
	4,200人/年	4,410人/年	4,190人/年

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
・青少年・若者のしごと体験を推進（H21に38,000人、H22に46,000人を目標）	24,350人(累計)	30,000人(累計)	38,000人(累計)

イ シニアしごと倶楽部等による中高年のしごとへの支援 **推進方策39**  
 震災や不況等により厳しい状況に置かれている中高年の就業機会の創出を図るため、シニアしごと倶楽部による中高年層の再就職支援（相談者数600人/年を目標）、シルバー人材センターによる生きがい就業への支援（平成21年度に50,000人を目標）などを推進する。

[平成18年度の現状]

シニアしごと倶楽部による支援：相談者数400人  
 シルバー人材センターによる就業支援：45,000人

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
シニアしごと倶楽部等による中高年のしごとへの支援 <span style="float: right;">（産業労働部会）</span>			
[復興の成果の全県施策への継承] シニアしごと倶楽部による中高年層の再就職支援、シルバー人材センターによる生きがい就業機会の創出 ・50歳代シニアの就業支援など一貫した中高年就業支援対策	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	「シニアしごと倶楽部」の運営（相談者数600人/年）		
・シルバー人材センターを通じた高齢者の就業支援（H21に50,000人、H22に51,000人を目標）	47,000人(累計)	49,000人(累計)	50,000人(累計)

## (6) ツーリズム振興と新しい都市づくり

震災ツーリズム等地域の特色を生かしたツーリズム振興 **推進方策40**  
 被災地における震災ツーリズムなど地域の特色や個性を生かしたツーリズムの振興を進めるため、「ひょうごツーリズムビジョン後期行動プログラム」に基づき、人と防災未来センターなどを活用した各種の観光・集客の取り組み（平成21年度にツーリズム人口1億5,000万人を目標）を推進する。

[平成18年度の現状]

「ひょうごツーリズムビジョン後期行動プログラム」（H18.3策定）に基づくツーリズム施策の推進

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
震災ツーリズム等地域の特色を生かしたツーリズム振興 (産業労働部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 人と防災未来センターなどを活用した震災ツーリズムの推進  ・ツーリズム人口 (H21に1億5000万人を目標)	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	ひょうごツーリズムビジョンの推進		
	1億3700万人/年	1億4300万人/年	1億5000万人/年
	地域資源の活用や近隣府県との連携など 地域独自の取組みの強化		

被災地における新都市づくり

ア 潮芦屋の整備推進 **推進方策41**

潮芦屋における安全・安心な魅力あるまちづくりを推進するため、「南芦屋浜土地利用基本計画」に基づき、マリーナ周辺ゾーンの整備や水質向上、県産木材を活用した住宅の導入など、ユニバーサルデザインを基本として、ウォーターフロントを活かしたまちづくり(平成21年度に住宅分譲戸数650戸を目標)を推進する。

[平成18年度の現状]

「南芦屋浜地区土地利用基本計画」(H8.1策定)に基づく事業推進

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
潮芦屋の整備推進 (企業庁部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 潮芦屋におけるユニバーサルデザインを基本とした安全・安心なまちづくり、ウォーターフロントを活かした魅力あるまちづくりの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	潮芦屋におけるまちづくりの推進		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マリーナ周辺ゾーンの整備</li> <li>・マリーナの水質向上</li> <li>・県産木材を活用した住宅の導入</li> <li>・まちびらき10周年記念イベントの実施</li> </ul>		

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
・潮芦屋における住宅分譲戸数 (H21に650戸、H22に750戸を目標)	500戸(累計)	550戸(累計)	650戸(累計)

イ 「尼崎21世紀の森」の推進 **推進方策42**

21世紀の都市再生のモデルとなる「尼崎21世紀の森」づくりを推進するため、「尼崎21世紀の森構想」に基づき、サポーターづくり（平成21年度に290人を目標）やスポーツ健康増進施設の運営を図るとともに、中央緑地の整備（平成21年度に進捗率54%を目標）を進める。

[平成18年度の現状]

「尼崎21世紀の森構想」(H14.3策定)に基づく事業推進  
尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設の開設

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
「尼崎21世紀の森」の推進 (県土整備部会、まちづくり復興担当部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 21世紀の都市再生のモデルとなる「尼崎21世紀の森」づくりの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	森づくり協議会の運営		
・尼崎21世紀の森づくりサポーター数(H21に290人、H22に300人を目標)	270人(累計)	280人(累計)	290人(累計)
・尼崎の森中央緑地整備進捗率(H21に54%、H27に100%を目標)	42%	48%	54%
・尼崎の森中央緑地年間利用者(H21に20万人、H27に83万人を目標)	20万人/年	20万人/年	20万人/年
・尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設の運営(H18～)	P F I手法による施設の運営		

ウ 明舞団地等オールドニュータウンの再生 **推進方策43**

高齢化や住宅の老朽化が進んでいる明舞団地をモデルとしたオールドニュータウンの再生を進めるため、明舞団地における若年世帯と高齢者世帯との円滑な住み替えシステムづくりなどを推進する。

[平成18年度の現状]

「明舞団地再生計画」(H16.3策定)に基づく事業推進  
明舞団地再生コンペの実施(H18.8)



[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年 度 別 計 画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
<p>明舞団地等オールドニュータウンの再生 (まちづくり復興担当部会)</p> <p>[ 復興の成果の全県施策への継承]            高齢化や住宅の老朽化が進んでいる明舞団地をモデルとしたオールドニュータウンの再生            ・若年世帯と高齢者世帯との円滑な住み替えシステムの検討</p>	<p>若年世帯と高齢者世帯との円滑な住み替えシステムづくりの推進</p> <p>・住み替えシステムの検討 → モデル事業の実施</p> <p>復興の成果を継承した全県施策として展開</p>		

### 3. 震災の経験と教訓の継承・発信

～ 今後の大規模災害に備えた減災・復興の仕組みづくりの推進～

阪神・淡路大震災は、平素から減災を考え、社会全体で災害に備え、災害に挑んでいこうとする「災害文化」の機運が生まれる契機となった。こうした震災の経験と教訓を継承し、広く内外に発信していくことが、被災地としての本県の責務である。

そのため、被災地における各種団体やNPO/NGO、企業、行政など様々な主体によるこれまでの取り組みを踏まえ、「ひょうご安全の日に関する条例」に基づき、「1月17日は忘れない」ための取り組みを引き続き推進する。

また、近い将来に発生が懸念されている東南海・南海地震など今後の大規模災害に備えた減災・復興の仕組みづくりを着実に推進していくため、総合的な減災対策の推進、自助・公助・共助が一体となった住宅再建への支援、住宅や公共施設の耐震化、「兵庫の防災教育」の推進と災害被災地への支援、国際防災協力の推進、災害に強い基盤整備などを推進する。

#### (1) 「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進 推進方策44

震災の経験と教訓を継承・発信する取り組みを一層進めるため、「ひょうご安全の日推進県民会議」が核となった防災力強化のための県民運動を展開するとともに、「ひょうご安全の日推進プログラム」の策定やそれに基づく1.17ひょうご安全の日のつどい、「1.17防災未来賞」選奨事業、防災訓練等の実施など、「1月17日は忘れない」をテーマにひょうご安全の日の取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

「ひょうご安全の日推進プログラム」の策定（H18.12）

1.17ひょうご安全の日のつどい、「1.17防災未来賞」選奨事業、防災訓練など関連事業の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年 度 別 計 画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
「1月17日は忘れない」ための取り組み（ひょうご安全の日）の推進（企画管理部会） [復興の成果の全県施策への継承] 震災の経験と教訓を継承・発信する「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	防災力強化県民運動の展開 - ひょうご防災アクション - ・運動内容について   ・実践活動の展開   ・活動のフォロー での理解の促進     の実施		
	・「ひょうご安全の日推進プログラム」の策定（毎年度） ・1.17ひょうご安全の日のつどい、「1.17防災未来賞」 選奨事業、防災訓練など関連事業の実施		

(2) 自助・公助・共助が一体となった住宅再建への支援

被災者生活再建支援制度（支援法）の充実 **推進方策45**

被災者生活再建支援法の一層の充実のため、全国知事会等と連携しながら、居住安定支援制度の改善など同法の見直しに向けて、国への提案を行う取り組み（平成20年度に改正支援法施行）を推進する。

また、法改正により「居住安定支援制度」が改善されるまでの間、県と市町が共同して補完する事業を実施する。

[平成18年度の現状]

- 被災者生活再建支援法の円滑な運用
- 支援法の見直しに向けた国への提案
- 居住安定支援制度補完事業の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
被災者生活再建支援制度（支援法）の充実 [復興の成果の全県施策への継承] 被災者生活再建支援法の充実に向けた取り組みの推進	（まちづくり復興担当部会）		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進</li> <li>・全国知事会との協議、国への提案</li> <li>・居住安定支援制度の改善</li> <li>・法適用基準の見直し</li> <li>・年収・年齢要件の見直し</li> <li>・住宅再建支援の総合的な見直し</li> <li>・国における被災者生活再建支援法の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H20に改正支援法施行</li> <li>・改正支援法の運用</li> </ul>	
	居住安定支援制度補完事業の実施 （法改正により改善されるまで）		

住宅再建共済制度の推進 **推進方策46**

震災の教訓を反映した兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）のさらなる推進を図るため、一層の加入促進を進める（10年間で世帯加入率50%を目標）とともに、全国知事会等と連携しながら、全国制度化に向けた検討などを推進する。

[平成18年度の現状]

兵庫県住宅再建共済制度（H17.9創設）の加入促進  
 複数年一括支払割引、クレジットカード支払、インターネット申込みの導入  
 郵便局での加入申込書の受付など郵政公社との連携  
 全国制度化に向けた関係府県による勉強会の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
住宅再建共済制度の推進	（まちづくり復興担当部会）		
[復興の成果の全県施策への継承] 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の一層の加入促進 ・フェニックス共済加入率 （10年間で世帯加入率50%を目標）	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	フェニックス共済の加入促進		
	15% (H19.8)	20% (H20.8)	25% (H21.8)
全国制度化に向けた検討	全国制度化の検討（全国知事会、国との協議等）		

地震保険制度の改善 **推進方策47**

地震保険制度の一層の改善を進めるため、地震保険に係る附帯要件の撤廃等に向けた国への働きかけなどを推進する。

[平成18年度の現状]

地震保険料の改定（本県は最大52%引き下げ）  
 附帯要件の撤廃等の国要望

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
地震保険制度の改善	（まちづくり復興担当部会）		
[復興の成果の全県施策への継承] 附帯要件の撤廃など地震保険制度の改善に向けた取り組みの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	附帯要件の撤廃等の国要望		

### (3) 住宅や公共施設等の耐震化の推進

#### 住宅の耐震化 推進方策48

震災の教訓を踏まえた住宅の耐震化の計画的な推進を図るため、「ひょうご住宅マスタープラン」や「兵庫県耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震診断や耐震改修への支援（平成20年度に耐震改修戸数10,000戸を目標）を進めるとともに、耐震偽装防止のための構造計算適合性判定機関の設立などを推進する。

[平成18年度の現状]

H18.4「ひょうご住宅マスタープラン」改訂  
「兵庫県耐震改修促進計画」の策定（H18）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
住宅の耐震化	（まちづくり復興担当部会）			
[復興の成果の全県施策への継承] 耐震診断や耐震改修支援による住宅の耐震化の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進			
	耐震診断や耐震改修支援の推進			
	・構造計算適合性判定機関の設立等			
	・地震に対し危険な住宅を半減（H21に17.8万戸を目標） ・新耐震基準適合率（H21に91%、H27に97%を目標）	24.4万戸(累計)	20万戸(累計)	17.8万戸(累計)
	・耐震改修済み戸数（H20に10,000戸を目標） ・簡易耐震診断実施戸数（H21に30,000戸を目標）	88%	90%	91%
	6,800戸(累計)	10,000戸(累計)	11,000戸(累計)	
	16,700戸(累計)	23,300戸(累計)	30,000戸(累計)	

#### 公共施設等の耐震化 推進方策49

震災の教訓を踏まえた公共施設の耐震化を進めるため、「県有施設耐震化計画」に基づき、地域住民が多数利用したり、災害発生時に被災者の救護・避難所として重要な機能を担う県有施設（平成21年度に43施設を目標）や県立学校（平成21年度に27校を目標）、県営住宅（平成21年度に94棟を目標）等の公共施設の計画的な耐震化を推進する。

[平成18年度の現状]

県有施設耐震化計画（H17.1改訂）による県有施設の耐震化

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公共施設等の耐震化（企画管理部会、まちづくり復興担当部会、教育委員会事務局部会）			
[復興の成果の全県施策への継承] 地域住民が多数利用したり、災害発生時に被災者の救護、避難所として重要な機能を担う公共施設の耐震化の推進  ・県有施設の耐震化推進（第1期 H21に43施設、H24に52施設を目標） ・県立学校耐震化10か年作戦（H21に27校、H25に92校を目標）  ・県営住宅耐震改修（H21に94棟、H22に116棟を目標）	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	県有施設耐震化の計画的推進		
	37施設(累計) (71%)	40施設(累計) (77%)	43施設(累計) (83%)
	27校(累計) (29%)	27校(累計) (29%) (19校着手:H22完了)	27校(累計) (29%)
54棟(累計) (47%)	74棟(累計) (64%)	94棟(累計) (81%)	

(4) 総合的な減災対策の推進

防災対策の計画的推進 **推進方策50**

震災の教訓を踏まえた防災対策の計画的推進を図るため、地域防災計画に基づく防災対策の推進や、「ひょうご防災戦略プログラム」など減災に向けた計画的、戦略的な推進方策の検討・策定などを推進する。

[平成18年度の現状]

「兵庫県地域防災計画」の修正（H18）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
防災対策の計画的推進（企画管理部会）			
[復興の成果の全県施策への継承] 震災の教訓を踏まえた防災対策の計画的推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	兵庫県地域防災計画等に基づく総合的な防災対策の推進		
・「ひょうご防災戦略プログラム」策定	・「ひょうご震災復興計画ガイドライン」策定		

災害時における情報発信の充実 **推進方策51**

災害時における被害の全体像を早期に把握する仕組みを構築するため、フェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワーク、ひょうご防災ネットの運用による災害時における情報収集・発信機能の充実などを推進する。

[平成18年度の現状]

- フェニックス防災システム(H16.4新システム運用開始)の運用
- ひょうご防災ネット(H17.4構築)の運用
- 消防防災ヘリコプターテレビ電送システムの構築(H18)
- 兵庫衛星通信ネットワーク(H6.11全面運用開始)の運用

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害時における情報発信の充実	(企画管理部会)		
[復興の成果の全県施策への継承] 災害時における被害の全体像を早期に把握する仕組みの構築	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	フェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワーク、ひょうご防災ネット等の充実		

防災に係る専門人材の養成

ア 家屋被害認定士の養成 **推進方策52**

家屋被害認定士制度の一層の推進を図るため、家屋被害認定士の着実な養成(平成19年度に累計360人を目標)や制度の円滑な運用などを推進する。

[平成18年度の現状]

家屋被害認定士の養成：累計174人

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
家屋被害認定士の養成	(企画管理部会)		
[復興の成果の全県施策への継承] 家屋被害認定士の養成の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋被害認定士の養成目標達成360人(累計)</li> </ul>	家屋被害認定制度の円滑な運用	

イ 被災建築物応急危険度判定制度の推進 **推進方策53**

被災建築物応急危険度判定士制度の一層の推進を図るため、被災建築物応急危険度判定士の着実な養成（平成21年度に2,500人を目標）を推進する。

[平成18年度の現状]

被災建築物応急危険度判定士の養成：累計2,041人

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
被災建築物応急危険度判定制度の推進	（まちづくり復興担当部会）		
[復興の成果の全県施策への継承] 被災建築物応急危険度判定士の養成の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	被災建築物応急危険度判定士の養成（目標2,500人）		

自主防災組織の活性化 **推進方策54**

震災後、組織率が飛躍的に伸びた自主防災組織の一層の活性化を図るため、自主防災組織の着実な育成や自主防災活動の活性化への支援などを推進する。

[平成18年度の現状]

自主防災組織の育成支援等（組織率95.1%）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
自主防災組織の活性化	（企画管理部会）		
[復興の成果の全県施策への継承] 自主防災組織の育成・活性化への支援	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	自主防災組織の育成・活性化への支援		

災害ボランティアへの活動支援 **推進方策55**

災害時におけるボランティア活動への支援の一層の充実を図るため、「災害ボランティア活動支援指針」に基づき、災害ボランティア活動の支援体制の整備や平常時からのネットワーク強化などを推進する。

[平成18年度の現状]

「災害ボランティア活動支援指針」の改訂（H19.3予定）



[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害ボランティアへの活動支援	(企画管理部会、県民政策部会)		
[復興の成果の全県施策への継承] 災害ボランティア支援関係機関のネットワーク化など災害ボランティアへの活動支援	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害ボランティア活動の支援体制の整備</li> <li>平常時からの災害救援ボランティアネットワークの強化</li> <li>ひょうごボランティアプラザによる市町社協VCの機能強化支援</li> <li>災害救援専門ボランティア制度の見直し</li> </ul>	災害ボランティアへの活動支援の充実	

災害時要援護者への支援 **推進方策56**

高齢者や障害者など災害時における要援護者への支援の充実を図るため、「災害時要援護者支援指針」に基づき、災害時の緊急情報発信システムの構築（平成21年度に1,470人の登録を目標）や、災害時の緊急情報の多言語での提供（平成20年度に外国人6,000人の登録を目標）などを推進する。

[平成18年度の現状]

「災害弱者支援指針」の改訂（H19.3予定）

携帯電話による5言語での緊急情報発信システム「ひょうごE(イア-ジ-ェンシ-)-ネット」の構築・運用(英語、韓国・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害時要援護者への支援	(企画管理部会、健康生活部生活企画局等部会)		
[復興の成果の全県施策への継承] 高齢者や障害者など災害時における要援護者への支援の充実	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	市町における災害時要援護者支援の推進		
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の緊急情報発信システムの構築 (H21に1,470人、H22に1,760人の登録を目標)</li> </ul>	880人(累計)	1,170人(累計)	1,470人(累計)
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の緊急情報の14言語での提供 (H20に外国人6,000人の登録を目標)</li> </ul>	3,600人(累計)	6,000人(累計)	

災害時の広域避難者への支援 **推進方策57**

災害時における広域避難者への支援の仕組みづくりを進めるため、他府県との相互応援協定の締結の働きかけなど、全国自治体と連携した広域避難者の所在把握の仕組みの構築を推進する。

[平成18年度の現状]

他府県との相互応援協定の締結の働きかけ等

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害時の広域避難者への支援	(企画管理部会)		
[復興の成果の全県施策への継承] 全国自治体と連携した広域避難者の所在把握の仕組みの構築	他府県との相互応援協定の締結の働きかけなど、広域避難者の所在把握の仕組みの検討		災害時における広域避難者の所在把握の仕組みの構築(目標)

災害救助法に基づく救助の見直し等 **推進方策58**

災害救助法に基づく救助の見直し等を進めるため、同法の適用に係る知事の裁量幅の拡大や災害救助のあり方の見直しについて国に要望していく。

また、県内自治体間での防災体制や資機材の規格等の標準化の検討などに取り組む。

[平成18年度の現状]

災害救助法に係る国への要望

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害救助法に基づく救助の見直し等	(企画管理部会)		
[中長期的課題として対応] 災害救助法の適用に係る知事の裁量幅の拡大や災害救助のあり方の見直し	中長期的課題として対応		
	災害救助法に係る国への要望等		
防災に係る基本的事項の共有化・標準化の推進	県内自治体間での防災体制や資機材の規格等の標準化を検討		

災害時における警察活動の推進 **推進方策59**

災害時における円滑な警察活動の推進を図るため、都市型駐在所や災害モニター  
の設置、災害時等警察活動協力員制度の運用などを実施する。

[平成18年度の現状]

都市型駐在所の運用（HAT神戸等3箇所）  
災害モニター、災害時等警察活動協力員の委嘱

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年 度 別 計 画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害時における警察活動の推進	（警察部会）		
[復興の成果の全県施策への継承] 都市型駐在所の設置など災害時 における警察活動の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	都市型駐在所の運営、災害モニター等の活用等		

災害救急医療の取り組み **推進方策60**

震災の教訓を踏まえ、兵庫県災害医療センターを核とした災害救急医療の取  
組みを推進するため、災害救急医療システムを充実するとともに、兵庫県版D  
M A T（災害救急医療チーム）を運用する。

[平成18年度の現状]

災害救急医療システム（H15.4構築）による災害救急医療の取り組みの実施  
兵庫県版D M A Tの体制整備（H18）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年 度 別 計 画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害救急医療の取り組み	（健康生活部生活企画局等部会）		
[復興の成果の全県施策への継承] 兵庫県災害医療センターを核と した災害救急医療の取り組みの 推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	災害医療センターを核とした災害救急医療の取り組み の充実		

(5) 「兵庫の防災教育」の推進と、人と防災未来センターの積極的な活用

新たな防災教育と学校防災体制の充実

ア 「兵庫の防災教育」の推進 **推進方策61**

震災の教訓を生かした「兵庫の防災教育」の一層の推進を図るため、防災教育推進連絡会議や防災教育研修会の実施、県立舞子高校環境防災科の取り組み等の学校等における防災教育の充実などを図る。

[平成18年度の現状]

防災教育推進連絡会議や防災教育研修会の実施等  
 県立舞子高校環境防災科の取り組み

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
「兵庫の防災教育」の推進 [復興の成果の全県施策への継承] 阪神・淡路大震災の教訓を生かした「兵庫の防災教育」の推進	(教育委員会事務局部会)		
	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	防災教育推進連絡会議、防災教育研修会の実施 学校等における防災教育の充実		

イ 震災・学校支援チーム (EARTH) の取り組みの推進 **推進方策62**

震災の教訓を踏まえた震災・学校支援チームの取り組みを一層進めるため、災害被災地への支援活動や各種研修活動等への指導助言などを実施する。

[平成18年度の現状]

震災・学校支援チーム (H12.4設置) の運営 (但馬等への専門家派遣)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
震災・学校支援チーム (EARTH) の取り組みの推進 [復興の成果の全県施策への継承] EARTHによる災害被災地への支援活動や各種研修活動等への指導助言の推進	(教育委員会事務局部会)		
	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	EARTHの運営 (災害被災地への支援、各種研修活動等への指導助言)		

人と防災未来センターの積極的な活用 **推進方策63**

震災の経験と教訓を継承・発信するため、人と防災未来センターによる国内外の災害被災地への専門家派遣等の支援を実施するとともに、情報発信・展示、調査研究、研修、語り継ぎなどの取り組みを展開する。また、同センターの展示内容のリニューアルを検討、実施するなど情報発信機能の充実を図る。

[平成18年度の現状]

人と防災未来センターの運営（平成17年度来館者数：531,485人）  
災害被災地への専門家派遣（新潟中越地震、アトリエ島沖地震津波被害等）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人と防災未来センターの積極的な活用	（企画管理部会）		
[復興の成果の全県施策への継承] 人と防災未来センターによる震災の経験と教訓の継承・発信	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	人と防災未来センターの運営 災害被災地への専門家派遣		
	人と防災未来センターの展示 リニューアルの検討・実施		

(6) 国際防災協力の推進

国際防災・人道支援拠点の形成の推進

ア 国際防災復興協力機構（IRP）への運営支援 **推進方策64**

国連防災世界会議（兵庫・神戸会議）における兵庫行動枠組みなどの成果を踏まえ、国際防災復興協力機構（IRP）による国際防災協力活動を一層進めるため、国内外の災害被災地への支援活動を展開する同機構の運営支援などを推進する。

[平成18年度の現状]

国際防災復興協力機構（IRP（H17.5設置））の運営  
（パキスタン等への専門家派遣）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国際防災復興協力機構（IRP）への運営支援	（企画管理部会）		
[復興の成果の全県施策への継承] 国内外の災害へのIRPによる支援活動の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	IRPによる国内外の災害被災地への支援		

イ 国際防災・人道支援協議会に対する支援 **推進方策65**

神戸東部新都心を中心とした国際防災・人道支援拠点の形成に向けた取り組みを進めるため、アジア防災センター、国連人道問題調整事務所神戸事務所等の関係機関で構成する国際防災・人道支援協議会によるフォーラム等の連携事業等への支援などを推進する。

[平成18年度の現状]

関係機関による連携事業（H19.1 フォーラム開催等）への支援

【国際防災・人道支援関係機関】

- ・アジア太平洋地球変動研究ネットワークセンター ・アジア防災センター ・国際メックスセンター
- ・国際協力機構兵庫国際センター（国際防災研修センター（予定））
- ・国際防災復興協力機構 ・国際連合人道問題調整事務所神戸
- ・国際連合地域開発センター防災計画兵庫事務所
- ・世界保健機関健康開発総合研究センター ・地球環境戦略研究機関関西研究センター
- ・日本赤十字社兵庫県支部 ・阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター
- ・兵庫県こころのケアセンター ・兵庫県災害医療センター
- ・防災科学研究所地震防災フロンティア研究センター
- ・防災科学研究所兵庫耐震工学研究センター（E-ディフェンス）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国際防災・人道支援協議会に対する支援	（企画管理部会）		
[復興の成果の全県施策への継承] 国際防災・人道支援拠点の形成 に向けた取り組みの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	国際防災・人道支援協議会による取り組みの推進		

国際的な防災研修専門機関の整備 **推進方策66**

神戸東部新都心における防災関連機関の集積を生かし、国際的な防災専門研修の拠点づくりを進めるため、県と国際協力機構（JICA）の間で進めている国際防災専門研修機関の設立を支援するとともに、同機関を活用した国際的な防災専門研修の取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

国際防災専門研修機関の設立支援

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国際的な防災研修専門機関の整備 (企画管理部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 国際的な防災専門研修機関の設立に向けた取り組みの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
・国際防災研修センターの設立 (H19.5予定)	国際防災研修センターの運営		

(7) 災害に強い基盤整備等の推進

三木総合防災公園、地域防災公園等の整備 推進方策67  
 東南海・南海地震等大地震や台風等風水害等に対する防災機能を高めるため、「兵庫県地域防災計画」や「兵庫県立都市公園の整備・管理運営の基本方針」等に基づき、広域防災拠点、三木総合防災公園、地域防災公園の整備を推進する。

[平成18年度の現状]

「兵庫県立都市公園の整備・管理運営の基本方針」(H18.3策定)に基づく  
 防災公園等の整備  
 淡路広域防災拠点の整備 (H19.2)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
三木総合防災公園、地域防災公園等の整備 (企画管理部会、まちづくり復興担当部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 広域防災拠点、三木総合防災公園、地域防災公園の整備推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	広域防災拠点、三木総合防災公園、地域防災公園等の整備		

大阪湾岸道路西伸部の推進 推進方策68  
 緊急時における代替性を備えた高速道路ネットワークの形成を図るため、大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド～駒ヶ林南)の環境影響評価及び都市計画決定手続を進めるなど、早期事業化に向けた取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

六甲アイランド～駒ヶ林南の環境影響評価及び都市計画決定手続等

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
大阪湾岸道路西伸部の推進 (県土整備部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド~名谷JCT)の早期事業化に向けた取り組みの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	都市計画決定・環境影響評価手続・事業化		

六甲山「水と緑の回廊」構想の推進

ア 六甲山系グリーンベルト整備事業の推進 **推進方策69**

表六甲山麓を土砂災害から守るグリーンベルトの整備を進めるため、「六甲山系グリーンベルト整備基本方針」に基づき、六甲山系グリーンベルト整備事業による防災樹林帯の整備(平成21年度に公有地化面積968haを目標)などを推進する。

[平成18年度の現状]

「六甲山系グリーンベルト整備基本方針」(H8.3策定)に基づく事業推進(進捗率:約58%)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
六甲山系グリーンベルト整備事業の推進 (県土整備部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 表六甲山麓を土砂災害から守る六甲山系グリーンベルト整備事業の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	六甲山系グリーンベルト整備事業の推進		
・六甲山系グリーンベルト整備事業の実施(延べ公有地化面積) (H21に968ha、H22に993haを目標)	918ha(累計)	943ha(累計)	968ha(累計)

イ 阪神疏水構想の推進 **推進方策70**

河川、公園、緑地等が連携する水と緑のネットワークの形成をめざした「阪神疏水構想」については、水源確保についての国の動向等を把握しながら、今後の中長期的な課題として取り組む。



[平成18年度の現状]  
 水源確保の見通しが不確定な状況

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
阪神疏水構想の推進 (県土整備部会)			
[ 中長期的課題として対応] 河川、公園、緑地等が連携する 水と緑のネットワークの整備	中長期的課題として対応		

災害時における食料の安定供給等 推進方策71  
 災害時における食料の安定供給等を図るため、「ひょうご農林水産ビジョン2015」に基づき、食料の安定供給体制の整備や、警戒ため池の解消（平成21年度に63か所を目標）、海岸保全施設の整備（平成21年度に6地区完了を目標）による災害に強い漁港づくりなどを推進する。

[平成18年度の現状]  
 「ひょうご農林水産ビジョン2015」(H18.3策定)に基づく取り組みの推進

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害時における食料の安定供給等 (農林水産部会)			
[ 復興の成果の全県施策への継承] 災害時における食料の安定供給 やため池の管理、災害に強い漁 港づくりなどの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	災害時における食料の安定供給体制の整備等		
・農地等の保全 警戒ため池の解消 (警戒ため池の箇所数： H21に63箇所、H22に30箇 所を目標)	133箇所(累計)	93箇所(累計)	63箇所(累計)
・災害に強い漁村づくり 海岸保全施設の整備完了 (H21に6地区、H22に7地区 を目標)	4地区(累計)	5地区(累計)	6地区(累計)



阪神・淡路大震災  
“復興の成果を県政に生かす” 3か年推進方策

平成19年2月発行

兵庫県県土整備部復興局復興推進課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL : 078-341-7711 (代表) 内線5855・5860

URL : [http://web.pref.hyogo.jp/wd33/wd33\\_000000158.html](http://web.pref.hyogo.jp/wd33/wd33_000000158.html)

E-MAIL : [fukkousuishinka@pref.hyogo.jp](mailto:fukkousuishinka@pref.hyogo.jp)